

総務市民委員会記録

日 時	令和 7 年 6 月 2 3 日 (月)	午後 零時 5 9 分～午後 2 時 3 1 分 午後 2 時 3 8 分～午後 4 時 3 3 分
場 所	第 2 ・ 第 3 委員会室	
出席委員	◎小川百合子 ○内田 博紀 塚本竜太郎 永山 智仁 福元 愛 矢澤 英雄 山田 一一 若狭 朋広 渡部 和子	
欠席委員	なし	
委員外 議員	(傍聴) 渡辺 裕二	
説明のため 出席した者	副市長 (染谷康則) 危機管理部長 (熊井輝夫) 総務部長 (鈴木 実) 人事課長 (伊藤正則) 資産管理課長 (山岡康宏) 企画部長 (小島利夫) 財政部長 (中山浩二) 次長兼市民税課長 (石田 清) 財政課長 (清水雅晴) 債権管理課長 (田崎喜一) 資産税課長 (沖本雅樹) 広報部長 (稲荷田修一) 市民生活部長 (永塚洋一) 次長兼市民活動支援課長 (橋爪良洋) スポーツ課長 (川口 剛) 会計管理者兼会計課長 (荒巻幸男) 消防局長 (本田鉄二) 副局長兼企画総務課長 (長田裕二) 選挙管理委員会事務局長 (関野昌幸) その他関係職員	

午後 零時 5 9 分開会

○委員長 それでは、ただいまから総務市民委員会を開会いたします。

○委員長 初めに、傍聴についてですが、申出の人数が10人を超えた場合には当委員会室に傍聴者全員が入ることはできません。そこで、当委員会室で傍聴できる方を傍聴受付の先着順としたいと思います。いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 それでは、傍聴を許可することとし、当委員会室で傍聴する方は傍聴受付の先着順によることとします。委員会室に入室できなかった方につきましては、控室で音声を聞くことができますので、よろしくお願いいたします。

それでは、お手元に配付の審査区分表に従い、審査を進めてまいりたいと思います。

なお、質疑の方法は一問一答方式を基本とし、採決は各区分の質疑が終了した後議案は1件ずつ、請願は主旨ごとに行います。

委員長から執行部にお願いいたします。答弁に当たっては、委員長と発言の上、挙手をしてください。発言の許可を得た上で、必ず所属と名前を述べ、簡明な答弁に努められるようお願いいたします。また、答弁漏れのないよう御注意願います。

なお、執行部には反問権を付与しておりますので、反対質問があるときは反問しますと申し出てください。質問の流れと関係のない反問は認められません。また、反問が終了した際はその旨の発言をしてください。

重ねて委員長よりお願い申し上げます。携帯電話をお持ちの方は、必ず電源を切るかマナーモードに設定してください。また、持込みが認められたタブレット端末及びパソコン以外の電子機器の持込みは禁止されていますので、御注意ください。また、答弁と関係のない用途でのパソコンの使用は控えていただくとともに、使用の際の打鍵音に注意していただくようお願いいたします。

○委員長 それでは、議案審査に入ります。

議案の審査に当たって、質疑を行う際にはくれぐれも一般質問とはならないよう御注意願います。

まず、議案第1区分、議案第1号、柏市職員勤務時間条例の一部を改正する条例の制定について、議案第2号、柏市職員育児休業等条例の一部を改正する条例の制定について、議案第3号、専決処分について、柏市税条例及び柏市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について、議案第4号、柏市税条例及び柏市税条例及び柏市都市計画税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第5号、柏市都市公園条例及び柏市民プール条例の一部を改正する条例の制定について、議案第6号、柏市民体育館条例の一部を改正する条例の制定について、議案第20号、柏市議会議員及び柏市長の選挙公費負担条例の一部を改正する条

例の制定について、議案第21号、柏市非常勤特別職職員報酬等支給条例の一部を改正する条例の制定についての8議案を一括して議題といたします。

本議案について質疑があれば、これを許します。

○若狭 よろしくお願ひします。まずは、議案第1号についての質問です。子供休暇、育児時短勤務、そして部分休業、時間外勤務の免除をお知らせするってありますけども、具体的にどのようなタイミングで、どのような手段で伝えていくのか教えていただけますでしょうか。

○人事課長 お尋ねありました仕事と育児の両立に資する制度の周知のタイミング等についてですが、現状においても既に全庁掲示板ですとか、あとは手引類ですとか、あと動画なども作成しまして周知を従前よりしているところがございます。また、妊娠の申出があった職員には所属長が面談を行って、必要な制度の取得の希望ですとか、そういったことを聞き取りして、できるだけ配慮できるように努めているところです。また、今回条例案の中で3歳に満たない子を養育する職員、こちらについてはこれまでの制度上、人事課としては完全な把握はし切れていないところがございますので、こちらは施行日までには何らかの形で本人に申し出てもらうような仕組みを整えて、その後国の取扱いですとか他市の運用を参考に、1歳の後半から2歳の間ぐらいにかけて、こういった周知をしていきたいというふうに考えております。以上です。

○若狭 ありがとうございます。今掲示板とか手引、そして動画などでということなんですけども、お伝えしていく方というのは、基本的には課長が行っていくというような認識で間違いないでしょうか。

○人事課長 それぞれの課長は申出があった場合に面談を行って、例えば分かりやすいところだと育児休業の取得予定ですとか、そういったことを聞き取りします。その前に人事課のほうでは定期的に妊娠した職員、家族が妊娠した職員を対象に説明会も行ったりしております。そこで人事課の担当者がそういった希望をする職員に対して会議室等で資料を用いて説明をしております。以上です。

○若狭 分かりました。こういったのって制度があるけども、なかなか使いにくい、仕事の繁忙状況とか、要は気を遣ってしまってなかなか取りにくいという部分があると思うので、積極的に職員さんに働きかけていただきたいと思います。全体のマネジメントとか、何かその業務分散とか、そういった仕組みというのもこれをきっかけにいろいろ考えていただければなと思います。今イの3歳に満たない子を養育する職員というのの対象ですけど、これも男性職員も含まれますでしょうか。

○人事課長 そのとおり男性職員も含まれます。以上です。

○若狭 この男性職員の特に育休の取得率ってなかなか上げるのが難しいと思うんですけども、そういった男性職員が育休を積極的に取れるような方策みたいなものというのは何かございますか。

○人事課長 男性職員につきましては、男性にだけというわけではないんですけれども、近年では例えば育休を1か月以内であれば昇格とかに影響しないとか、あと

は育休中でも昇格試験を受けられるですとか、そういった形で取り入れております。男性職員の育休は、近年上昇しているところでございます。以上です。

○若狭 この取組は本当にいい取組だと思いますし、柏市が率先してこの育児支援制度というのを整備して、引き続きやっていただきたいと思います。また、それが地域の民間企業に対しても影響を与えるという可能性もあると思いますので、ぜひとも地域の事業者にもこういった啓発支援などを広げていただければと思います。これは2号議案にも同じことが言えることでございます。ありがとうございます。この議案については以上です。

次に、議案3号について1点だけ確認です。この新基準の原付のほう、原付の設定ですよ、要件。これ125cc以下かつ最高出力4.0キロワット以下ってあるんですけども、最高出力4.0キロを超えたら、これはどうなりますか。通常の前付ではなくて2輪車に対応する、対象だという考えで間違いないでしょうか。

○次長兼市民税課長 基準を超えたものについては、前付2種という扱いになりますんで、今若狭委員がおっしゃられたとおりの御理解でよろしいかと思います。以上。

○若狭 そうすると、この前付の2種という乙と甲があるから、その排気量に応じてということなんで、2,000円か2,400円か、そういうことでしょうか。

○次長兼市民税課長 排気量に応じてということで、おっしゃられたとおり、2,000円か2,400円ということで年額の税額決まってくることになるかと思います。以上です。

○若狭 分かりました。ありがとうございます。

では次、5号、ナイトプールについてお尋ねいたします。まずは、このナイトプール、安全対策、監視員の配置人数と、あと警備員の配置人数と、あと防犯対策というのを教えていただけますでしょうか。

○スポーツ課長 まず、監視員のほうですけれども、5名体制という形で取っております。また、夜間のナイトプールにつきましては、利用人数のほうは昼間のほうは無制限ですが、夜間のほうは100名程度で抑える予定ですので、昼間と同じ体制で監視員を配置するという形で取っております。また、警備員等は配置の予定はしておりません。以上でございます。

○若狭 夜だからといって特に手厚くするという考えではなく、十分というお考えであるということでしょうか。

○スポーツ課長 夜間につきましては、照明器具を一応つける形を予定しておりますので、夜間照明を入れる形で、いわゆる視界のほうは良好な形でできるというふうに考えております。また、昨年度実績がございますので、それを参考に決めさせていただいております。以上です。

○若狭 分かりました。安全対策しっかり行っていただけるということで、よろしくをお願いします。あとは、万が一溺れてしまった人とかけがした人のこのナイトプールをやるに当たってのマニュアルって作成されていますでしょうか。

○スポーツ課長 ナイトプールに特化したマニュアルは作成予定はございませんが、看護師を常駐させておりますので、けがなり、体調不良の方にはそのような看護師のほうで対応させていただくという予定をしております。以上です。

○若狭 分かりました。看護師は、昼、日中も配置しているということでしょうか。

○スポーツ課長 日中も変わらず看護師のほうは常駐させております。以上です。

○若狭 ありがとうございます。今回指定管理業務にこのナイトプール事業というのを追加するということで、この業務委託費、市が追加で負担する費用というのは幾ら追加される予定でしょうか。

○スポーツ課長 今年度の予算規模といたしましては、委託費として今確保しているんですが、350万円程度なんですけど、現在この議案のほうが通りましたら本格的に準備を始めることになりますので、日数等含めまして、その予算の中ではできるような形で予定をしております。以上です。

○若狭 分かりました。350万、これは2つのプールでということでございますね。分かりました。今後ですけれども、船戸とかひばりが丘、こちらへの展開というのは考えていますでしょうか。地域のヒアリングが必要になってくると思うんですけども、その辺り要望などお聞きしていますでしょうか。

○スポーツ課長 今年度開催するに当たりまして、柏市内の市民プール5か所ございますが、いろいろと選定させていただいた中で、やっぱり船戸プールは敷地が広いというところと、あと駐車場の確保というところで、駐車場も夜間は真っ暗になってしまうというところで、監視体制とか駐車体制のほうがちよっと整わないということで、船戸は今回除いております。また、ひばりが丘プールにつきましては、住居が非常に近いということで、住民からの理解を得ることがちょっと難しいんじゃないかということで外させていただいているのと、あと大津ヶ丘プールにつきましては幼児プールのみのオープンですので、今回ナイトプールからは外しているということで、近隣住民の御理解をいただきやすいプールということで今回の逆井プールと柏西口プールを選んでおります。以上です。

○若狭 分かりました。5号議案について最後1点だけ、照明設備というのは今回ナイトプール用に新設するのでしょうか。

○スポーツ課長 今年度はレンタルを予定しております。来年度以降ハード整備できるかどうかというところで現在準備を進めているところです。以上です。

○若狭 分かりました。ナイトプール、他の自治体で行った事例で、何か夜に結構イベント、若者向けのイベントやってしまったがゆえに、非常に公共施設として適さないような問題が起きたりとかというのがあったというのも聞きますので、今後特にイベント等を考えているというわけではないと認識はしていますので、そういった部分も今後始めてみてどのような状況であるのか、どのような要望があるのかというのをまた把握していただければと思います。よろしくお願いします。

次に、21号、非常勤特別職員の報酬の改定についてなんですけども、これに関して不在者投票のほうの今回、今後参院選がまた来ますが、予定している登録してい

る数というのを教えていただけますでしょうか。

○選挙管理委員会事務局長 不在者投票の数といいますと、施設のほうですかね。たしか50だったと思います。以上になります。

○若狭 分かりました。この立会人は、なかなか人数が集まらないという、不在者投票だけでなく通常の投票所もそうですけども、報酬改定したということで、それでもなかなかやっていただける人が少ないという状況だと思います。この人数の配置というのは、減らすことってできないんでしょうか。何か投票行くとただ用紙を渡すだけの人がいたりですとか、あれはもう法律で決まっている部分という解釈で問題ないでしょうか。

○選挙管理委員会事務局長 一応法律で決まっている、立会人が2名要るとか、投票管理者とか職務代理者だとか決まっているものがあるんですけど、それ以外にいろいろ受付したり、用紙交付したりということで、あと誘導したりということで、投票所の過去の投票状況を見ながら一応人員配置等はしているところでございます。以上になります。

○若狭 そうすると、場合によっては、効率よく必要最低限の人数で行えるということも考えていかなければいけないのかなというふうに思います。分かりました。この議案について、第1区分について私からは以上でございます。ありがとうございます。

○矢澤 それでは、お願いします。議案第5号、市民プール条例の関係でお伺いします。ここの指定管理者、この指定管理の更新はいつでしたでしょうか。

○スポーツ課長 昨年度更新をいたしまして、今年度が2年目となっております。以上です。

○矢澤 分かりました。利用料が一般が600円と生徒が300円となっています。生徒というのは高校生以下というふうなことなのかな。これらの場合、学齢前の子供もいわゆる高校生以下に入るんでしょうか。

○スポーツ課長 年齢にかかわらず、高校生以下の方は生徒料金という形で取っております。以上です。

○矢澤 じゃ、小さなお子さんでも来たら、それは料金かかるということなんですかね。昨年度試行したというふうなことなんですけど、昨年度試行したときの料金はどうなっていますか。

○スポーツ課長 昨年度指定管理者の提案事業ということで実施をしていただいたところで、大人が500円、生徒料金が250円という形で運用しました。以上です。

○矢澤 分かりました。この料金の中に市民プールの全体の受益者負担の33%と合わせてというふうな感じで書かれているんですけども、基本的なことで申し訳ないんですけども、この受益者負担率に合わせてというのはどういうことか、ちょっと詳しくお願いします。

○スポーツ課長 市民プールの全体の受益者負担率というのが現在33%程度となっております。今回のナイトプールに係る経費のほうを算出したものと、あと利用

料収入として見込まれる金額を差し引いた金額から受益者負担率のほうを計算した状態で、この金額にさせていただいているという状態です。よろしくお願いします。

○矢澤 この受益者負担率、別の資料ですと、市民プールですと令和5年度は22%というふうなのがこっち資料があるんですけども、この数字の違いとか、その辺のことをちょっと教えていただければと思います。

○スポーツ課長 22%は、スポーツ施設全部の受益者負担率となっておりまして、今回の件を受けまして市民プールのみの受益者負担率を算出したところ33%程度だったという形です。以上です。

○矢澤 分かりました。これは、それこそ施設によっても、運動場とか市民プールとか、また体育館とかいうふうなことでやはり違うし、プールでも例えば北部のプールとか西口とか、プールによってもそれは違うというふうに考えてよろしいんですか。

○スポーツ課長 人数によって利用料収入が大きく違いますので、施設によってそれぞれの率は変わってくると思います。以上です。

○矢澤 それでは、昼の利用料の220円とか110円とかというふうなこともその中で出てきた金額だというふうに考えてよろしいでしょうか。

○スポーツ課長 昼等の算出、当時のことがちょっと把握できておりませんので、申し訳ありません。ちょっと答えかねます。以上です。

○矢澤 ちょっとごめんなさい、もう一回。

○スポーツ課長 いわゆる市民プール最初の今回の220円、110円の料金を決定したときのときに率を使っているかどうかはちょっと今把握できておりませんので、申し訳ございません。以上です。

○矢澤 分かりました。利用料金というのは、自治体によってももちろん違いますけれども、その設定の仕方が例えば一般が600円、生徒が300円とかいうふうなこの組み方とか、それだけじゃなくて例えば高齢者だとか、先ほど言ったように小中学生だとかというふうにして分けて設定している自治体もいろいろある。施設によっても違うんでしょうけれども、例えば流山のプールの場合ですと、これは1時間半の区切りなんですけども、高校生以上が150円で、小中学生50円とかいうふうになっています。新松戸のプールも一般は210円で、小中学生は無料というふうになっています。市民に利用してもらうときに料金の設定の仕方とかいうふうなことで、もう少し安く利用できるようにというふうな論議というのは中でなかったんでしょうか。

○スポーツ課長 スポーツ施設の適切、適正な受益者負担率というのが50%というふうに一応決められておりまして、今回このナイトプールの金額を設定するに当たりましては、その金額に当てはめてみると大人が1,000円、高校生以下が500円という算出になりました。それを受けまして、昼間のプールとの整合性やほかの施設との整合性を図るために受益者負担率というのを算出しまして、それに合わせて今回の600円、300円という金額をさせていただいております。以上です。

○矢澤 確かに受益者負担率というのはあるんでしょうけども、多くの人に利用してもらおうというふうなところで、例えば先ほど言いましたけども、高校生以下は300円ということで、この年齢、その下、例えば小学生以下は無料だよとか50円だよとかというふうな設定とか、もうちょっと使いやすいような形での設定もしてほしかったなというふうには思っています。あと、県内で夜やっている、ナイトプールやっている自治体というのはあるでしょうか。

○スポーツ課長 県内では、千葉市が稲毛海浜公園プール、いなぶーと呼ばれているところなのですが、そちらで実施をしております。それ以外では、我々が調べた限りではございませんでした。以上です。

○矢澤 分かりました。市民にとって、いろいろそういうふうな利用できる施設があるというのは本当にいいなというふうに思います。先ほど質問があったんですけども、ちょっとはつきり聞こえなかったところがあったんで、教えてほしいんですけども、今回照明器具とか施設がやっぱり夜ということで必要になってきたり、監視体制の問題もあると思うんですけども、これで指定管理者との委託料のことで先ほどありましたけども、ちょっとその辺はつきり聞き取れなかったんで、もう一回お願いします。

○スポーツ課長 今年度予算上は委託料で取らせていただいていたんですが、351万3,000円ほどの委託料を確保しておりますが、今年度から指定管理業務に入れるということで、若干金額が変わってくるかと思うんですが、人件費、それから管理費等を含めまして、予算の中でできる範囲内で実施できる見込みでございます。以上です。

○矢澤 予算の範囲内って、今言った351万のその範囲内ということでよろしいでしょうか。

○スポーツ課長 おっしゃるとおりです。以上です。

○矢澤 あと、施設周辺の住民への影響が少ないというふうにして書かれているんですけども、了解を得るための取組というのはするんでしょうか。

○スポーツ課長 今回の実施する柏西口公園のプールにつきましては、比較的家が近い部分もございますが、昨年度実績があるというところもございます。また、昨年度、指定管理者の自主事業の中でやっていただいた中で各近隣の御自宅のほうにポスティングなり、御挨拶をさせていただいて、実施に関しての御理解をいただいたところでございます。以上です。

○矢澤 じゃ、今回またやるときには、また改めて連絡とかお声がけはするということがよろしいでしょうか。

○スポーツ課長 実施決まりましたら、指定管理者と御相談させていただきながら決めていきたいと思っております。以上です。

○矢澤 ぜひ地域の方にも了解得てやっていただければと思います。そして、市民が利用しやすいような取組とか、さらに改善も含めてやっていただければと思います。

次、議案第6号の市民体育館条例の問題で伺います。ここに予約システムが複雑化と書かれているんですけども、予約システムの複雑化とはどういうことか、お示してください。

○スポーツ課長 中央体育館アリーナ、沼南体育館アリーナとかございますが、今回中央体育館の部分を4分の1面を設定するということで、これまで個人の利用者、利用人数の少ない卓球であったり、バドミントンであったりという方々が利用するときに、窓口で対応していただきながら、どこの場所でプレーをしていただくかというところを指定管理者のほうで対人で決めさせていただいていた部分がございます、その辺が複雑化しているというような表現をさせていただいています。以上です。

○矢澤 じゃ、今回の区分の細分化によって、そういうふうな手間といいますか、対応がしなくてもよくなるということでよろしいですか。

○スポーツ課長 今回4分の1面の事前に予約ができるということで、種目については4分の1面の中で複数の種目を実施するということになりますので、そのような危険性がなくなるという部分と、また予約のいわゆる利便性の向上というものにもつながるものと考えております。以上です。

○矢澤 4分の1面の追加で新たな料金というのが出ているんですけども、大きく変わらないのかもしれないけども、これで指定管理者の収入とか使用料金の変更というのが起こる可能性ってあるんでしょうか。

○スポーツ課長 そこまで大きな変更はないと考えております。これまで個人利用だった方々にとっては、4分の1面で使えることによりまして事前予約ができるということと、あと料金に関しましては今まで1人当たり幾らだったものが4分の1面で幾らという形になりますので、大きな変更はないかなというふうに考えております。以上です。

○矢澤 分かりました。次、議案の20号と21号、この選挙に関わる関係のことでちょっと伺います。基本的には投票に関わる仕事に従事する人の報酬が改善されるということで、これは異議をすることはないんですけども、やはり先ほども出ましたけども、投票所運営に関わる要員の確保の状況、前もよく投票所や期日前投票所を増やそうとしたときもそのこと、要員の問題がネックだということも聞いたことがあるんですけども、これは柏だけの問題ではないのかもしれないんですけども、担当してくださる人、町会にも声かけているかもしれないんですけども、現状としてどれくらいの大変さといいますか、なかなか集まらない状況というのはどういうふうな状況なのか、お示してください。

○選挙管理委員会事務局長 この前の山田議員にも一般質問で御答弁させていただきましたけども、やはり投票立会人でいうと町会さんでなかなか出すのが難しいというお話があったり、あと期日前投票所がかなり増えているので、その関係の投票立会人が明るい選挙推進協議会の委員なんかがやってもらっているんですけども、ちょっとそこだけでは手薄になったりということで、あとそれ以外に派遣の職

員の確保とか、全体的に難しい面がございます。以上となります。

○矢澤 大学生とか高校生への働きかけというのも行われていると思うんですけども、その辺の状況はどうでしょうか。

○選挙管理委員会事務局長 こちらについてもこの前の千葉県知事選挙では市内の全日制の全ての高校にお声をかけさせていただいて、28名の方に従事していただいたところなんです。今回の夏の参議院選挙でも高校生にお声をかけたり、一部の大学にもお声をかけたりということとさせていただいているところがございます。以上です。

○矢澤 分かりました。選挙は公正にということと、あと投票しやすいような環境を本当につくるということが鍵となっていますので、ぜひ選挙管理委員会でもいろいろ御努力いただければと思います。以上です。

○渡部 それではまず、1号と2号に関して、これ結構ちょっと関連するような内容ですので、一緒に質問させていただきたいと思います。こういった条例の改正を出すときに、まず1号のほうですと国の法改正に準じ、2号のほうは法改正に伴い、ほかの条例でもそうなんですけども、準じというのと伴いで使い分けているように思うんですね。これについてちょっと御説明ください。

○人事課長 こちらにつきましては、国の法改正に内容も同じような内容でというときには準じを使わせていただいて、国の法改正があつて、それとは内容が少し異なる内容で、市独自の改正部分が含まれるようなときには伴いという表現を使っております。以上です。

○渡部 ちょっと基本的なところで気になったものですから、質問させていただきました。1号について、周知を徹底する、意向の確認、配慮で、これをわざわざ条例でなぜ改正必要なのかなということに若干疑問というか、違和感持ちました。法改正があつて、そのことを適用されるときに、それを周知したりするのは当然のことではないかって思うわけですね。先ほどの答弁でも全庁掲示板、手引を作る、動画、いろいろ周知の方法を言っていました。柏市として、これまでのやり方が周知不足だったというふうに感じているのか。また、それぞれの職員の方の意向について、その確認については不十分だったというふうに考えているのか。あと、配慮にも欠けていたのではないかとこのことのその辺の柏市としての認識について伺います。

○人事課長 今回国のほうで民間も含めたこういった制度の周知ですとか配慮について法改正がございました。それに伴って、地方公務員においてもこういった条例をつくるということになっております。柏市におきましては、これまで思いつく限りの周知をしてまいりました。配慮についてもできる限り職場の中で、また部局の中で工夫等をしてまいりました。1つ今回の条例改正で挙げられるとすれば、3歳に満たない子を養育する職員について、ここが民間も含めて国として新たに加わったところですので、こちらについては柏市職員におきまして、例えば今中途採用、民間経験者の採用をたくさんしておりますので、そこで2歳の子供がいる職員を採

用すると、その採用した直後においては我々は育児状況を把握し切れない場合がございます。世帯主で税の手続とかがあればそこは把握できる部分もございますが、そういった手続がない部分もございますので、こちらは特に今後は改めて機会を設けて、3歳未満、3歳に満たない子を養育しているのかどうかという確認が必要になると考えております。そこが今回の我々にとっての一つのポイントと思っております。以上です。

○**渡部** 仕事と育児の両立が可能な環境整備、本当にこれはもちろん当然のことで、柏市もいろいろな努力をしていると思います。それをさらに民間のほうにも適用され、柏市としてももう思いつく限りのというんですか、あらゆる努力は引き続きしていただきたいというふうに思います。それで、仕事と子育て応援ハンドブック、これ非常にいい内容だなというふうに思いました。このハンドブックについて若干伺いたいんですけど、これはどのように活用しているのか。どなたに渡しているのか。あと、何冊くらい作って、この改正って当然法改正があれば改正する中身が出てくると思うんですけども、その辺のこのハンドブックの生かし方について伺いたいと思います。

○**人事課長** 周知の方法につきましては、人事課の職員が妊娠をした職員または家族が妊娠をした職員に対して定期的に説明会を行っておりまして、そこでそういったハンドブックを配付する、使うですとか、あとは常時全庁掲示板というか、職員が見れるようなところにデータで保存してございます。あと、見直しについては、こういった制度は毎年のように少しずつ見直しがありますので、例えば年度末に年に1度程度見直して、その見直した部分と併せて新しいものを周知していく、そういったことを考えております。以上です。

○**渡部** 結婚とか妊娠とか、そういうこと以外でも特に若い職員の方、新採の方なんかには全て私これ配っていいハンドブックではないかと思いました。ほかの自治体が同じようなものを作っているのかどうかというのはちょっと分かりませんでしたけれども、非常に私たちもこれを見て制度を学ぶといいますか、学習することできるし、こういったハンドブックって本当にいろんなところで普及していくといいなというふうに思いましたので、そこはぜひ積極的な活用、努力をしていただきたいと思います。それで、先ほど柏市独自の取組もあるというふうな答弁がありましたかね。育児・介護休業法の改正内容と柏市が独自に取り組んでいる内容がありましたらお示してください。

○**人事課長** 今回の条例の内容につきましては、基本的な部分は全て国の改正に準じたところでございます。非常に細かい部分で差異はあるかもしれないんですが、すみません、私が今承知している限りでは国と同様の内容となっております。以上です。

○**渡部** 議案第2号のほうは法改正に伴いという言葉ですから、これは少し異なる部分があるという御説明でした。柏市が国よりも上回っていること、例えば職員の育児休業に関しても柏市のほうが進んでいるという部分があればお示してください。

○人事課長 例えばですけれども、議案第2号のほうで部分休業になりますと、国のほうでは小学校に入る前までのお子さんを養育する職員が対象ですけれども、柏市においてはそこにさらに小学校3年生まで、障害児の場合は小学校6年生までということで、子育て部分休業という制度を上乗せして設けております。またあと、子供休暇においても少し要件等独自で広げたりしている部分がございます。以上です。

○渡部 柏市が独自で広げているということは、非常に評価できる場所だと思います。どこの自治体も大体国に準じて改正を行っていると思いますから、そこに柏市はこういったところでもっと子育てしやすい環境整備やっているんだよということは、大いにアピールしていいことではないかというふうに思いました。ただ、国の議論の中でも例えば看護休暇、これを義務教育の中学校3年生まで広げるべきではないかとか、あとは残業の免除対象、これを小学校6年生まで広げるべきではないかとか、そういった議論も国のほうではありました。そこについては、なかなか法改正のないところではそういうふうな拡大はなされていないんですけども、今柏市が国よりも上回っている部分、そこについてやはり柏市でより子育てしやすいんだよということを示していくためにも、さらに拡大するというような検討はなされているのでしょうか。

○人事課長 こういった出産育児関係の休暇につきましては、近年拡充の動きが国全体においても、柏市においても、周りの自治体においても少しずつ行われてきております。今後も今委員がおっしゃっていただいた国の議論ですとか、あと周りの自治体の状況、あと職員の声も含めて、どういった拡充をしていくべきか検討はしているところでございます。以上です。

○渡部 先ほど男性職員の育休取得率も少し話題になりましたけれども、柏市において育休の取得率に関しては、例えば目標を持っているのか、その目標に対してどの程度なのか。これよく国とか地方とか全体的な取得率なんかはマスコミなんかでも報道されていますけれども、柏市においてはその目標と取得率に関してどのようになっているのか、お示しいただきたいと思います。

○人事課長 男性の育児休業の取得状況、目標等についてですが、目標につきましては計画の中で90%、消防職員がちょっと特殊ですので、消防職員以外で90%という目標を令和11年度までということで定めております。現状は、令和5年度、令和6年度ともに8割前後で推移しておりますので、もう少し引き上げていく必要があると考えております。以上です。

○渡部 今おっしゃった計画というのは、特定事業主の行動計画のことでしょうか。

○人事課長 そのとおりでございます。

○渡部 この特定事業主の行動計画というのは、例えばこれ毎年改正されるのか、それとも何年かに1度改正なのか、そこについてちょっとお示してください。

○人事課長 毎年ではございません。6年度末に改正をしております、5年後の11年度ということを目標に定めて計画を立てております。以上です。

○渡部 ほかの自治体がどういうふうなスパンで計画定めているのかというのはちょっと私分かりませんが、状況って大きく変わるわけですね。国の法改正もあると思います。職員の状況だって変わると思います。そうすると、やっぱりそれに合わせてその目標を定めていく必要があるんじゃないかというふうにちょっと感じました。先ほど育休の取得率について90%を目標にしている、ほかの自治体見ましたら100%という目標を掲げている自治体もありました。やはりもっと取得率伸ばす必要があるなと思うんですけども、例えばその取得率がこうやったらもうちょっと高まるんじゃないか、柏市としてその取得率を高めるためにこういうことだったらできるとか、何かそういうことについて考えていることあるでしょうか。

○人事課長 先ほども少し申し上げましたとおり、例えば1か月以内の育休であれば昇格に影響しないですとか、または昇格試験育休中でも受けられるですとか、別の意味で大きな負担が生じないところは、いろいろ思いつく範囲で進めているところでございます。その都度進めてきておりますので、今すぐに大きな見直し内容は今申し上げられませんが、引き続き国の議論ですとか周りの自治体の状況を見ながら、常に考えてまいりたいと思っております。以上です。

○渡部 1か月以内だったら昇格には影響がない、つまり1か月以上だったら影響が出てくるといえることですね。期末、勤勉手当、昇給、昇格へのその影響というのについて内容をお示してください。

○人事課長 基本的に育児休業については、期末手当、勤勉手当、各昇給等に影響がございまして。ちょっと細かくいろいろ決まっているんですけども、影響が少ない部分、例えば2分の1影響する部分ですとか、そういった部分も細かく分けております。例えば全く影響しないこととなった場合に、育休は長い方だと1人目、2人目、3人目と5年以上取られる方もありますので、そういった方が昇給、昇格にどういったお考えを持っているかということも踏まえて考えていく必要があると思っております。以上です。

○渡部 職員の方の意向ですとか要望については、常に把握していただきたいなと思います。期末、勤勉とか昇給、昇格、その影響というのは恐らく国が決められているのかなと思います。どこも一緒なのかなと思うんですけども、少しでも柏市が独自に影響を少なくするようにはできないのか。あと、根本的にいろいろな休業の取得なんかは、やはり職員が代わってもらえる、職員不足だったらなかなか自分からは申し出られないということもあるんじゃないかと思います。ですから、職員の配置については、やはりゆとりのある配置、そういう若い職員がいる部署なんかは特にそういう育児のいろいろな制度を活用しても職場にあまり影響を及ぼさないような、いわゆる職場に遠慮せず取得できるような改善、職員がぎりぎりの状況ではなかなか言い出しにくいということももしかしたらあるかもしれないなと思いますので、十分に職員の方の意向、御意見などは伺って、改善できるところは改善を図っていただきたいというふうに思います。これはここまで結構です。

次に、第4号について伺いたいと思います。この4号議案なんですけども、書か

れているのは市税条例及び都市計画税条例の一部を改正する条例とあります。この都市計画税条例の一部の改正、これはこういった内容でしょうか。

○資産税課長 都市計画条例の内容については、マンションの長寿命化に資する大規模修繕工事を行った税額の減額措置の適用……失礼しました。都市計画条例につきましては、段ずれになります。項ずれの反映になりまして、少しずつ条文がずれているという部分だけになります。以上です。

○渡部 今言いかけたマンションの大規模改修のときに管理組合が申し出たとき云々というのは、今回の改正の中には全く含まれていないということでしょうか。

○資産税課長 都市計画条例の中には入っていません。以上です。

○渡部 今回議案の説明資料の中で特定親族特別控除、それから、加熱式のたばこ、そこに必ず市税条例、都市計画条例の一部を改正するということがあったものですから、これらの扶養控除などを改正したことが都市計画にも、都市計画税にも何らかの影響があるのかなというふうに一瞬間考えてしまいました。だけど、そうではないという場合は、例えばこの議案の説明資料の中に都市計画税の改正については文言とか機械的な改正によるものですかということが1行を加わっていれば、何でもここで都市計画税が関連するのかなという疑問を抱かないで済むんですね。分かっている人には当然のことだと思いますけれども、分からないとそれがこういった影響、もしかすると都市計画税ですとか固定資産税に何らかの影響も出てくるのかなというふうに思ったりもする人もいますので、説明資料は主な説明の内容だとは思いますが、都市計画税という言葉もあるわけですから、やはりそこは分かりやすく資料の説明の中で1行もしくは2行加えていただければいいことなので、そこは丁寧な説明に努めていただきたいと思いますと思いますが、それは副市長のほうに要望すればいいでしょうかね。どうでしょうか。

○副市長 確かに渡部委員が言われるように題名を議案名で全て同じで、中身が都市計画税に絡む内容が載っていないということであると、確かに御説明を、この資料を見て確認される方については、先ほど御指摘いただいたような部分というのは間違いが起きる可能性があるのも、その辺件名のつけ方なのか、または御提案いただいたように一文入れることでそこが分かりやすくなるかという部分については、今後きちんと気をつけて資料のほうを作成していきたいと思います。よろしくお願いします。

○渡部 私からは以上です。

○塚本 議案第1号、第2号についてまとめて、渡部さんの話で大体分かったんですが、ちょっと続きで質問させていただきます。男性の育児休業取得率が今80%を超えてきているということで、目標の設定の仕方は様々あるかと思いますが、消防とそこら辺の関連、消防が目標の設定が違うみたいな話がちょっと出ていたんですが、消防についてはどういうふうな取組をされているのか、お示してください。

○消防局長 消防職員、日勤が約2割、交代制勤務が8割いますので、役所よりは

若干低めの設定ということにはしております。すみません。具体的な数字は記憶ちょっとないんですけど、それでも今年度につきましては、取得率は100%でございます。以上です。

○塚本 勤務形態がちょっと通常の行政職と違うと思いますけれども、今国の流れで育児とか介護の両立できるような流れがありますので、可能な範囲で対応していただきたいと思います。それと、今回の1号、2号議案は10月からの施行ということなんですけれども、その前提として子供の看護休暇、育児休暇というのは4月1日からもう既に施行されているという認識でよろしいのでしょうか。

○人事課長 柏市で名前が子供休暇という名前で使っているんですけども、国の子の看護休暇というところに該当しますが、こちらは4月に柏市においても要件の拡大を図っているところでございます。

あと、ちょっと先ほどの消防の男性の育児休業の関係ですけれども、少し補足させていただきますと、なかなかやっぱり消防職員さんの場合、職が簡単ではないという、それは恐らくどこの自治体もそういう傾向があるかと思うんですが、先ほどの特定事業主行動計画においては、消防以外の職員は90%を目標にしておりますけれども、消防職員はひとまず50%ということで目標を定めております。以上でございます。

○塚本 ありがとうございます。ちょっと柏の子供休暇のことについて関連でお聞きしたいんですけども、それは小学校の入学式とか保育園とかの入園式でも休めるという内容でよろしいのでしょうか。

○人事課長 柏市の子供休暇につきましては、今おっしゃられていたような学校行事についても休みが取れるということで、それは従前よりそこは定めております。以上です。

○塚本 ちょっと細かくて申し訳ないんですけども、今年度入園式とか入学式で休んだ職員大体どれくらいいるか、もし分かれば教えていただきたいですし、もし分かんなかったら後日また教えていただきたいと思いますと思いますが、分かりますでしょうか。

○人事課長 人数は、すみません、今すぐ集計できないので、ちょっと集計できるかどうかもあるんですけど、また後日できればというふうに考えさせていただきたいと思います。あと、入学式に関しては、私の職場、これまでの職場においては周りの職員割と出席はしている人もやっぱり多いかなと、感覚ですけれども、思っております。ただ、年次有給休暇で対応する職員も結構おりますので、子供休暇として数字がはっきり上がってくるかはちょっとまた別になってくるかなと思います。以上です。

○塚本 分かりました。それは分かる範囲内で結構ですので。今小学校とか中学校のPTAもなかなか役員する人がなくて、結構公務員の市の職員の方がやられている場合もありますので、そういった活動をサポートするためのそういった子供休暇というのは必要だなと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

次に、3号ですかね、電動自転車の件なんですけれども、これは専決でやられた

ということで、国の法律、国のほうからの法改正で先に専決されたということなんですけれども、柏市は今まで50cc以下の原付の場合はオリジナルナンバープレート、レイソルのオリジナルナンバープレートを作っていたかと思うんですけども、この改正によってそのナンバープレートというのは何か変更があったりするんでしょうか。例えば50cc以下だけじゃなくて、125cc以下かつ4.0キロワット以下もオリジナルナンバープレートを使えるとかというふうになるんでしょうか。

○次長兼市民税課長 すみません。ちょっとその辺恐らく変わらないのかなとは思いますが、確認して、また回答させていただきたいと思います。

○塚本 分かりました。今までの50cc以下のオリジナル、所管はそちらで大丈夫ですよね、オリジナルナンバープレートね。

○次長兼市民税課長 こちらの市民税課のほうです。

○塚本 オリジナルナンバープレートは、そもそも50cc以下だけで、50cc以上については何か取組はされているんでしょうか。

○次長兼市民税課長 今レイソルの独自のナンバープレートということで設けているんですけど、それ以外で市民税課で扱う軽自動車税とか、そういったところでの独自のナンバープレートというものでは用意はありません。以上です。

○塚本 要望ですけど、ほかのプレートも50cc以上でも何かそういった独自の柏市がアピールできるようなものがあればいいと思いますので、これは要望ですので、検討していただきたいと思います。それと、この50ccの原付が125に変わることによって、50ccの原付と125ccの原付、4キロワット以下でも結構サイズが大きくなったりするので、そういった場合の駐輪場のサイズは所管がまた交通政策課か何かになるんですかね。

○次長兼市民税課長 多少今までの原付と大きさが違うということになると、その辺ちょっとまだ新しい原付というのもメーカーのほうからも示されていないものですから、どれぐらいの大きさになるものか、まだ今後というところにはなるんですけど、大きさ等変わるようなことがあれば、それに応じて駐輪場、駐車場等も対応する必要はあるのかなと考えております。以上です。

○塚本 ありがとうございます。最後課長がおっしゃられましたけども、市営駐輪場とかのサイズの変更も今後ちょっと課題になってくるかなと思いましたので、所管が違うかもしれませんが、また向こうの部署とも検討していただければと思います。以上です。

○次長兼市民税課長 オリジナルナンバーなんですけれども、今までと全く同じ扱いということになるということで確認取れました。以上です。

○内田 それでは、議案第1区分の議案第2号の職員の育児休業条例の改正案についてでございますけれども、先ほど休業を取得した場合の賞与とか昇格についての御説明がございましたけれども、退職手当、退職金への影響というのはどうなりますでしょうか、取得した場合。

○人事課長 恐らく部分休業の取得に伴う影響の御質問かと思うんですが、ちょっ

と改めて御説明さしあげますと昇給、昇格、退職金には影響はございません。あと、ボーナスにおいても期末手当については影響はございません。実績部分である勤勉手当につきましては、部分休業その他様々な休業が半年の期間内で30日を超える場合は一定の影響が出てまいります。ただ、これまでの部分休業制度でそこまでの日数が積み上がるということは、基本的には想定されないというふうに考えております。以上です。

○内田 その部分休業でございますが、そういういろいろな昇格、昇給、退職金等への影響があると見込んで有給休暇を取得する職員というのものと伺っていますが、その有給休暇の今回の条例改正に伴って生じる取得者数とか取得日数とか、そこら辺は分かりますでしょうか、お示してください。

○人事課長 部分休業を取得、部分休業は基本的に給与が減額されますので、ちょっと新年度でそこら辺少し制度変わってまいりましたが、そういったことから職員はその辺理解しながら有給休暇と取り分けているものと考えております。有給休暇の取得との関係につきましては、直近の令和6年度では職員全体の平均が16.0日年間取っております。それで、部分休業を取得すると申請した人たちの平均は17.9日ということで、少し全体の平均よりも多い状況となっております。今後の影響につきましては、なかなかはかりかねるところはございますが、極端に大きく変わってくることはないのかなというふうに考えております。以上です。

○内田 分かりました。様々な事柄、退職金とか昇給、賞与の影響を鑑みて有休を取られる方、それから部分休業を取られる方、これは職員の判断かと思うんですが、なるべく一番影響のない休み方がどういうことかということも御助言、アドバイスができるような体制は必要なのかなと思っております。

続きまして、議案第5号の夜間のプール開放についての条例改正でございますけれども、先ほど受益者負担のお話がございましたけれども、お聞きしたいのは、端的に伺いますと昼間の料金と夜間の料金が異なっているわけですが、昼間の料金に統一するということは検討されなかったのでしょうか、お示してください。

○スポーツ課長 先ほどの御質問にお答えさせていただきましたが、受益者負担率というところを今回重視して料金設定をさせていただいております。また、昨年度指定管理者の実績としても500円と250円での集客というのも見込めるというところもございましたので、それも加味しまして今回の金額設定をさせていただいております。以上です。

○内田 夜間の開放でございますけれども、夜間がゆえに利用料を上げなければならないというコスト面の事柄というのは何かあるのでしょうか。

○スポーツ課長 昼間のほうは利用人数がやはり非常に多くいらっしゃいますので、その分利用料の収入のほうというのも人数によって多く入っている部分もございます。夜間に関しましては、監視体制のほうを重視する必要がありますので、利用人数をある程度100名程度に抑えてやるという必要がございますので、その点人件費等のほうが1人当たりの金額は上がってくるものと考えております。以上です。

○内田 おおむね御説明のとおりで理解はできるんですけども、ほかの公共施設は単純に考えれば夜間と昼間とでは利用料金が一緒でございますが、プールだけは異なるというのは、やはり市民への説明と責任というのは問われてくるのかなと思いますので、そこら辺はしっかりお願いしたいと思います。

続きまして、市民体育館条例の議案第6号でございますけれども、先ほどの御説明ですと利用料金の増額、減額はないということでございましたけれども、事前の電子予約システムを導入する時期でございますけれども、他の自治体、近隣自治体では大分早い時期にスポーツ施設、とりわけプールにおいても実施できていたということでございますが、本市においては、この間、いつからどのような検討がなされて今日に条例改正に至っているのか、お示してください。

○スポーツ課長 これまで中央体育館のアリーナにつきましては、貸切りの最低の区分というのは2分の1面ということがございまして、その点少人数で利用する場合の利用の場所の調整というのはどうしても手作業で必要だったという現状がこれまでございましたので、あとは個人利用の利用する場所取りが近年非常に多くなってしまって、体育館に訪れても利用できないというような声があったりとか、あと利用者のほうからシステムを早く導入してほしいという声が多くなってきたというところで今回の条例改正に至っているというところでございます。以上です。

○内田 時期としては、他の自治体とも足並みをそろえて、もう少し早い時期に利便性の向上、このような事前予約システムの導入が必要だったのかなというところは指摘させていただくところでございます。

続きまして、議案第20号の市議会議員、市長等の選挙公費負担条例の関係でございますけれども、この条例につきましては選挙という民主主義の根幹に関わることでございます。にもかかわらず、条例改正に当たってパブリックコメントが行われなかったわけです。前回の議案のときもこのパブリックコメントを求めたわけでございますが、今回も行われなかったんですが、やはり私はパブリックコメント、選挙という一定の要件があれば市民誰でもが被選挙権を持つわけでございます。市民誰でもに関わってくることでございます。パブリックコメントが行われなかったというのは、どういう経過があるんでしょうか。

○選挙管理委員会事務局長 こちらにつきましては、前回の改正のときもそうだったんですけども、一応法律に基づく法令の規定の改正ということで、その改正に合わせてということで、ある程度の担保は取れているという理解でございます。以上です。

○内田 広報広聴課のほうからパブリックコメントの実施要領についての資料を頂いているんですけども、広報広聴課の資料によると公費負担条例も私はパブリックコメントの対象となるとは考えているんですが、広報広聴課が発行しているパブコメの手引というんでしょうか、要領のほうは局長は御覧になって検討はされましたでしょうか。

○選挙管理委員会事務局長 一応こちらの手引書は見ておりまして、基本的にはそ

の趣旨、目的、内容に基づいて市民に意見を反映させる必要があるときはやりなさいという中身で、基本的には担当課の判断ということで、一応今回につきましては、先ほども御説明したとおり、法律と同改正の内容であったためやらなかったということでございます。以上となります。

○内田 ほかにも法の改正に伴う条例改正でもパブリックコメントを行っている事例というのはございますし、そこだけに執着するのではなくて、やはり選挙という市民の誰でもが一定の要件を持てば立候補する権利を有している市民生活の民主主義に根幹に関わることで、これは特に増額ということもございますので、パブリックコメントの活用は必要だったのかなということを主張いたします。これまでこの類いの議案は反対してまいりましたが、今回については物価高騰がやっぱり著しいということもございますので、賛成はいたしますけれども、パブリックコメントについては丁寧に今後とも検討していただきたいことを申し上げまして、要望いたします。私の議案第1区分に対する質疑は終わります。ありがとうございます。

○人事課長 先ほど私から少しお答えできなかった部分についてお答えさせていただければと思います。まず、塚本委員から御質問のありました子供休暇のうち入学式とか入園式の件数ですけれども、今直近の4月の件数を拾いましたところ69件ということになっております。先ほど申し上げましたとおり、ほかにも年次有給休暇で対応している職員もいると思いますので、こちら参考の件数となります。

また、もう一つあるんですが、すみません、渡部委員の御質問の中で1号と2号の改正に伴い、改正に準じというところの説明がちょっと私の説明が一部間違っているかなと思うところありましたので、御説明いたします。まず、分かりやすいほうで2号のほうなんです、地方公務員の育児休業等に関する法律の改正に伴いということで、こちらは地方公務員の育休等に直接、自動的に改正が必要という趣旨で、ストレートに反映されるということで、伴いという表現を使っております。逆に1号のほうは、民間も含めた法律の改正になりますので、市の職員の条例については自動的に直接というニュアンスではなくて、その民間も含めた国全体の法改正に倣って改正するというような意味合いになります。いずれにしても、内容としましては、先ほど申し上げましたとおり、国と大きく変わるところはございませんが、この言葉の使い分けは今申し上げたとおりでございます。以上です。

○山田 各議案全体的に分かりましたけども、ただちょっと1号、2号の関係で、これ妊娠、出産、養育、全体ですけれども、やっぱりお子さんを授かるという環境整備は、特にこれ進めていただきたいと思いますけども、今現実に役所のほうで職員のほうから赤ちゃんを授かるというところから、何か特別にもっとこういうふうにしたほうが日本全体が少子化に寄与するよなという、そういう要望というのは、これ地方自治体、役所のほうで受け入れられるよな、そういう協議というか、何かというのは実際には起こるでしょうか。

○人事課長 すみません。ちょっと私の思いつく範囲でのお答えになるんですが、

質問の趣旨は国全体として子育てしながら仕事がしやすくなるために何か柏市で考えていることで発信できることはあるかという趣旨でよろしかったでしょうか。

（「全体的な」と呼ぶ者あり）日頃職員ですとか職員組合等いろいろ意見を聞いたりしております、やっぱり一番は自分がいなくなることでほかの人に負担が増えるんじゃないかというような不安の声がやっぱり一番かなと。それで、育児休業に関しましては、そこは定数上カウントしないと、なので別の職員を一時的に充てることができるんですが、それ以外の制度につきましては、なかなか短期間だったり、短時間ですので、そういった全く別の職員が代わりに入るというわけにはいきませんので、そういったところの対応ということで周囲の協力ですとか、あとは会計年度任用職員の配置ですとか、あと部局内での分担の変更とかで対応しているところですよ。ちょっとこれが国の制度改革にどういった影響をというのは、直接は結びつかないんですけども、私が管理している職員の生の意見はこういったところかなと思っております。以上です。

○山田 具体的な中身は、個々の事例とか何かというふうにして肉厚にしていかなきゃならないと思うんですけども、これからだんだん見る人がいなくなっちゃったりして、これは一つの例ですよ。市役所に赤ちゃん連れてきてもいいとか、そういうようなことだとか、これは一例ですけども、そういうふうにどんどん変わってくる。もう少子化止まらないので、これは私なんかももっと研究していきたいと思えますけども、そういう感想は分かりました。

あとそれから、5号議案、スポーツ課さんのほうでこの指定管理者実績があるというふうに、スポーツ環境だけじゃなくて、健康とか何かでいろいろこれ温めてきていたんでしょう。私が特にこういうことはどうかなと思うのは、今度昼間と夜ってやるんだと、条件が、それから運営の主体が随分変わってくるんじゃないかなと、こういうことを心配します。昼間の管理と夜の管理、こういうことが随分、それからあと人数を制限するとか、それからそういう規模に合ったそういうのをやっていくんでしょう、十分分かりましたけれども、特にこの委託だけじゃなくて、環境整備をする必要があるのかとか、例えば特に貴重品を預かるようなところ、そういうの特別な昼間のロッカーから今度違うような管理体制も考えるんじゃないかとか、そういうような付随するような、そういう管理方法も今後出てくるのかなと、こういうふうに思っているんですけど、そんな研究はしていましたか。

○スポーツ課長 研究をしてきたかという、ちょっと研究とまで言えるところまではございませんが、先ほど申し上げましたように昼間の人数の大分少ない人数での受入れというふうに夜間の場合になりますので、人数の体制、受付であったりとか監視員の体制とかというのは昼間と変わらない人数設定をしておりますので、逆に言うと昼間よりも夜間のほうがいわゆる体制としては、監視体制としては十分じゃないかなというふうに考えております。以上です。

○山田 新しいことをやることはもう大変なんですけども、これ一歩進んで、本当に夜まで今度は帰ってきたこの楽しいような、そういう気持ちに発展してって、

それでみんなが有効的に活用するように私も期待するほうなんですけれども、そんなところで、これが大変になったら、市で持っているプール限界があるけれども、これだけじゃなくてもっと広がるかなと、そういう期待感のほうがあるので、よく見てくださいよ、これ。これモデルケースになると思います。県下で、今質問も出ましたが、千葉市ぐらいで、思い切ったことを柏市が手入れたんで、やってみて駄目だったとかいうことでも構わないけれども、可能性に希望があるように、楽しいように、そういうようなことにしつつ、指定管理者とよく協議しながら、あと管理体制、人員の配置もしんどいかなと思っているんですけど、そこはよく研究して頑張っていたきたいと思います。以上です。

○福元 すみません、少しだけ。1号と2号とというところで伺いたいんですけども、育児に関する環境がいろいろ整ってくる中で、今回環境を整備するということで、時間についてということで2号のほうで書いてありますけれども、シフト勤務とかテレワークとか、そういったことももしかして改善の一つ、手法なのかもしれないなと私は思ったりするんですが、そこら辺の現状ってどんなふうになっているんでしょうか。

○人事課長 テレワークにつきましては、テレワークと、あとシフト制、両方ですけれども、市役所におきましては一番最前線の現場ということで、窓口や例えば保育園、そういった現場が多いところでありますので、なかなか国家公務員ですとか都道府県にすぐに倣ってというところは難しいところですが、例えばできることは少しずつ進めておりまして、テレワークに関しましては部に何台かずつパソコンを割り振って、一定の職員の中で交代しながらテレワークを、自宅での仕事をしているということを始めております。あと、シフト制につきましては、今時差出勤ということで、例えば1時間遅れて来て1時間遅く帰る、逆に1時間早く来て1時間早く帰る、そういった運用もコロナ禍をきっかけに始めていまして、そこも継続して今続けております。引き続き、国とか民間企業みたいにもっと大きな勤務時間、例えば週当たりの勤務時間を変えないで週4日勤務にするとか、そういったことにつきましてはまだできておりませんが、市役所といった現場でできることを少しずつでも進めていく必要があると思っております。以上です。

○福元 ありがとうございます。状況いろいろあると思うんですけども、比較的市役所ですと勤務、異動とかといっても庁内だったり、別のところでもそんなにすごく遠距離になるとか、そういうリスクと言ったらあれですけども、なかなか民間とも違うかなと思うんで、こういうふうに言うとあれかもしれないですけど、女性にとっても働きやすく、家族にとってもサポートしやすいというところで、いろいろな形あると思うんですが、環境整備ということで引き続きよろしく願います。ありがとうございます。

○委員長 ほかに質疑はございませんか。――なければ質疑を終結いたします。

これより順次採決いたします。

○委員長 まず、議案第1号、柏市職員勤務時間条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案を原案のとおり可決するに賛成の方の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって、議案第1号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○委員長 次に、議案第2号、柏市職員育児休業等条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案を原案のとおり可決するに賛成の方の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって、議案第2号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○委員長 次に、議案第3号、専決処分について、柏市税条例及び柏市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案を原案のとおり承認するに賛成の方の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって、議案第3号は原案のとおり承認すべきものと決しました。

○委員長 次に、議案第4号、柏市税条例及び柏市税条例及び柏市都市計画税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案を原案のとおり可決するに賛成の方の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって、議案第4号は原案のとおり承認すべきものと決しました。

○委員長 次に、議案第5号、柏市都市公園条例及び柏市民プール条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案を原案のとおり可決するに賛成の方の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって、議案第5号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○委員長 次に、議案第6号、柏市民体育館条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案を原案のとおり可決するに賛成の方の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって、議案第6号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○委員長 次に、議案第20号、柏市議会議員及び柏市長の選挙公費負担条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案を原案のとおり可決するに賛成の方の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって、議案第20号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○委員長 次に、議案第21号、柏市非常勤特別職職員報酬等支給条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案を原案のとおり可決するに賛成の方の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって、議案第21号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○委員長 以上で第1区分の審査を終了します。

次に、第2区分の審査に入りますが、関係しない執行部の方は退席されて結構です。

暫時休憩をいたします。

午後 2時31分休憩

○

午後 2時38分開議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

続行いたします。

○委員長 次に、議案第2区分、議案第18号、令和7年度柏市一般会計補正予算、当委員会所管分についてを議題といたします。

本議案について質疑があれば、これを許します。

○永山 第1区分静かにしておりましたが、よろしくお願いします。手短に終わらせませう。消防庁舎維持管理事業のもともとの工事請負費をまず教えてください。

○副局長兼企画総務課長 もともとの工事の請負費に関する予算額に関しましては、7,270万円になります。

○永山 7,270万円に対して3,510万円を増額するというとちょっと、昨今の物価高騰の建築資材とかの高騰で増額しているのかなと思ったんですが、その理由なのか、ほかに理由があれば教えてください。

○副局長兼企画総務課長 増額の理由に関しまして、大まかに主に3点ほどあります。1点目がまず人件費、資材費の高騰、2点目が旭町署と光ケ丘分署につきましては、隔日勤務の女性職員はいないんですけども、日勤の職員が勤務しているということで仮設トイレ、これの増設、それと3点目が消防庁舎ということで24時間災害対応できる状態での作業工程、全面改修工事でしたら一気にできて手っ取り早いんですけども、そういった24時間出場体制を整えつつ工事をしてもらうといったところで、当初5か月を工事期間にしていたんですけども、1か月その分延長、半年にしまして、1か月延長しているという部分で、その部分で人件費もかさんでい

るというのが現状であります。以上です。

○永山 ありがとうございます。納得はしました。ありがとうございます。ただ、ちょっと後者2点は補正でやることなのかなという疑問が少し湧きましたが、大丈夫です。1点目の人件費、資材費の高騰、これからもこれだけじゃなくいろいろな場面で出てくると思いますけれども、やっぱり逐一こういうふうに補正とか、そういうので対応していくしかないのか、ちょっとその見通しとか対応について、財政部長か副市長か、どちらかからお伺いできればと思います。

○財政部長 基本的には3,500万という規模でございますので、補正できちんと説明するのがルールなんだろうというところでございます。ただ、工期の関係とか、どうしても緊急性があるということであれば、予備費対応とかということのも最終的にはあるかとは存じますけれども、基本的には補正で全て対応していきたいということで考えてございます。以上です。

○永山 じゃ、基本的にはこうして議案なり、補正予算なりで審査をしていくということで承知をいたしました。私からは以上です。

○若狭 ありがとうございます。今の消防庁舎維持管理ですけど、これの改修は前回はいつぐらいだったんでしょうか、それとも今回初めてやるもんなんんでしょうか。

○副局長兼企画総務課長 前回もこのトイレ、浴室工事にしましては、緊急防災・減災事業債を活用してまして、今回の工事で全てトイレに関しては和式を洋式に全部替えていくと、庁舎のトイレを。浴室にしましては全て、今までは浴槽がついていたんですね。古い浴槽とかついていたのをユニット形式に全てを改修するという工事で、時限措置が設けられてまして、令和7年の3月31日までに工事を完了しなきゃいけないという時限措置がついていますんで、今回が最後の全庁舎、全てトイレも改修、浴室も改修できるというような工事になっております。以上です。

○若狭 分かりました。どのぐらいのスパンで起きるものなのかなとかちょっと知りたくてでした。そういうことだったんですね。分かりました。これについて以上です。

○渡部 改めてちょっと確認をいたします。今の議論を聞いていると、当初予算でも東部、光ヶ丘、旭町のトイレ、浴室の改修を行おうとしていたが、いろんな増額があるから、場所はこの3か所なんだけれども、国の緊急防災・減災事業債ですか、それが使えるから今回改めて増額をして、当初予算以外のことも含めて工事をやるのかどうか、ちょっとその辺り分かりやすく説明いただければと思います。

○副局長兼企画総務課長 今委員おっしゃられたように、全てのまずトイレ、消防庁舎のトイレを和式であったものを全て洋式化にする。それと、浴室に関してもユニット型に替えていくというのが目的で今回、コロナの関係がありまして浴室も個室化、個室でユニット型に替えていくという、感染防止対策というところを基本に置きまして全て工事を行っているというような運びになります。以上です。

○渡部 私質問したのは、東部、光ヶ丘、旭町、それ以外にもトイレについては和

式から洋式に変更で、3か所については当初予算で盛り込まれていたわけですね。だから、その工事費がかさんでの補正なのか、あるいは来年以降何かやろうと思っていたけれども、今回、今年度中に使える有利な起債があるから、何かプラスしてどこか工事、トイレ以外、トイレと浴室、東部、光ヶ丘、旭町以外のところも前倒しでプラスをしたという理解でいいのでしょうか。

○副局長兼企画総務課長　例えば今回の東部、光ヶ丘の工事をやる前に、まず前年度にどのぐらいの予算かかるのかって設計委託していますので、その前段階の工事に関してもその前年に設計を委託して見積りを取った上での工事といったところで、今回に関しましてはこういった人件費の高騰とか資材費の高騰、それと女性職員に配慮した仮設トイレの増設、そのほか工事に関しても、やはり24時間先ほども言ったとおりローテーションで部分的に、一気にできないんで、部分的にローテーションして工事のほうを実施してもらわなきゃいけないために工期が長くなったといったところの増額費になります。以上です。

○渡部　今仮設トイレというお話ありました。浴室も使えない期間が出てくると、仮設の浴室を造ることなんでしょうか。

○副局長兼企画総務課長　通常ですと、一、二週間の工事の場合になりますと浴室我慢してといったところもあるんですけども、やはり衛生面で考えますと、半年とか、そういった部分でシャワーとか使えないとなると衛生面に関係してくるんで、そういったシャワーの仮設の設置、それとトイレに関しましても以前、こういうこと言っているのかどうか分かんないんですけども、通常のくみ取り式の仮設トイレもあるんですけども、長い期間ですと非常に衛生面でよくないといったところで、水洗の仮設トイレの設置のほうをお願いするという形で、前回の西部指令センターのほうも浴室とトイレやったときに関しましては、女性も別で、水洗、ちょっとこれも地下を掘削したりとかという工事費がかさむんですけども、衛生的にはそっこのほうがいいということで、そういった要望も出しております。以上です。

○渡部　消防職員の環境整備というのは、本当にしっかりとやっていただきたいなというふうに思います。それで、もう今年も既に熱中症の搬送が増えているのではないかと思います。これは、本会議でも質疑ありましたけれども、救急隊員の出勤回数ですとか夏場非常に暑いとか、あと熱中症の搬送で出勤回数が増えているとか、そういうのが浴室を使用する関係というのは何かあるんでしょうか。つまり浴室ってやっぱり汗をかいたとき、出勤した後とか必ずシャワーを浴びるというのでしょうか。すみません、そこ。

○副局長兼企画総務課長　人にもよるんですけども、必ず浴びるという、頻度というか、まさにそこは個人差はあるんですけども、基本的には夏場、今ぐらいの時期になりますと訓練もやっぱり長時間やったりということもありますので、人によっては2回から3回シャワーを使う方もいますので、本当に衛生面を考えると、こういったシャワーとかトイレの部分には消防局としてもやっぱり工事の時期は力を入れるというか、その辺にはちょっと気を遣っていきたいなと思っております。以

上です。

○**渡部** 今お話あったように、和式がまだ残されているということを私あんまり知りませんでした。当然長期の工事になれば仮設を造らなきゃいけない。仮設のときにくみ取り式の仮設ってありかなとかってちょっといろいろ思いましたので、そこをしっかりと環境を整えていただきたいと思います。それで、今回本会議の中で、先ほども言いましたように熱中症のことで質問されている議員さんがいまして、資料請求もしています。今の時期、特に救急の出動回数については非常に关心もあります。それで、例えば熱中症の搬送でも月別、年齢別、搬送先、発生場所、実に詳しいグラフを出していただいて、私たちが消防のことにに関して議論するときこういう基礎資料というのは非常に大事なものだし、それが単に数字で示されているのではなく、グラフできちんと示されているということで、非常に分かりやすいなと思いました。これを消防年報と比較しますと、やはり消防年報よりもかなり詳しい資料なんですね。そういうのを見ても、消防職員の方の環境の整備に私たちの委員会はもっと力を入れていく必要があるなと思いましたので、今回その資料については大いに評価しますし、そういった資料を随時私たちにも提供を、こちら側が請求する必要があるかなと思いましたけれども、資料は積極的に分かりやすいのを作っていただいて提供していただくと、いろいろと議論するとき議論が深まるなと思いましたので、これは委員長にもちょっとお願いみたいになりますけれども、そういうものは議員でも共通の認識持つために積極的に私たちも共有するといいなとちょっと思いました。これはちょっと感想的なことですので、グラフの作成とか、どうもお疲れさまでした。大変だったのではないかなと思いますが、分かりやすくてよかったです。私からは以上です。

○**山田** 財政の見通しについてちょっと心配することがあって、教えてもらいたいのだけれども、たしか令和7年度の当初予算ではプライマリーバランスが連続で赤字というふうになっているのだけれども、これ6年度、7年度ベースでどのくらいか数字ちょっと確認してみたいんですけども。

○**財政課長** プライマリーバランスですけれども、令和6年度の予算、予算ベースですけれども、マイナスの約17億6,000万円、令和7年度ですとマイナスの約16億9,000万円になります。以上であります。

○**山田** そうすると、今回の6月の補正でも市債を4億7,000万円、これ計上していますよね。実際横断して質問はしませんが、補正に計上された事業というのは重要なことですが、どんな事業でしたっけ、確認したいと思いますが。

○**財政課長** 今回起債を活用させていただく補正予算の事業といたしましては、ただいま議論いただきました消防庁舎の改修事業の内容と、あとは福祉施設、高齢者の介護老人保健施設を整備する事業者に対する補助の一部として起債を活用するもの、こういったものがございました。以上になります。

○**山田** そうすると、ほかの事業には入らないですけれども、優先度の高い事業であることは間違いありませんけれども、持続可能な財政運営というのは、見通しに

関してはしっかりしたスパンで考えていかなきゃなんないんですけども、どんな考え方ありますか。

○財政課長 今後の財政運営の見通しというところになりますけれども、歳出でいいますと社会保障関係費ですとか物価高騰、また賃金上昇に伴う経常経費の増加が続く一方で、公共施設の老朽化対策、また整備ですとか、そういった大規模な投資的な事業が集中するという時期を迎えておりますので、当面財政需要の増加というのが見込まれておりまして、財源として起債を活用していくということも見込まれております。今年度から第六次総合計画がスタートいたしました、計画の推進に当たりましては財源配分の重点化を図りまして、限られた財源を真に必要な政策に配分していくという必要がありますので、各種財政指標等の状況に配慮しながら、政策の実現と持続可能な行財政運営の両立を図っていきたいというふうに考えております。

なお、令和6年度の決算につきましては、これから具体的な決算書に入っておりますが、現時点での見込みで申し上げますと、予算ベース、令和6年度の当初予算ベースではプライマリーバランス赤字ではございましたが、令和6年度の事業、契約に伴う契約差金が出まして事業費の減があったりですとか、あとは実際借入金額が下がるというお話ではないんですけども、一部事業で令和6年度に予定していたものが7年度に繰越しになったりといったものがございましたので、令和6年度自体としましては借入金額が元金の償還金額以内に収まりまして、プライマリーバランスは黒字を確保できる見通しであるということにつきまして御報告させていただきます。以上になります。

○山田 ただ、説明で長期の基金の活用とかいろんなことが心配というか、そういうのは説明がありましたけども、今回は学校給食センター移転用地の購入とか、公共施設の整備基金ですか、これ使っているんですけども、この基金の積立目標額というか、そういう繰入れの関係とか、そういう財源確保と活用の目標、見込みなんかはどんなふうに考えているんでしょうかね。

○財政課長 基金、特に今回の補正予算ですと、学校給食センターの用地取得費用の全額で公共施設の整備基金を活用するという形で予算計上させていただいております。今後公共施設等の老朽化対策ですとか整備に当たりまして、財源としてこちらの公共施設整備基金については活用していくということが見込まれております。こちら積立ての目標というようなお話もございましたが、令和5年度の決算で申し上げますと残高が約175億円ございます。令和6年度、令和7年第1回定例会で補正をさせていただきまして、財政調整基金から15億円を公共施設整備基金に組替えをさせていただきましたので、現状175億円と15億円を合わせた約190億円の残高を確保できるという見通しとなっておりまして、目標については、現時点でまだ明確なものというのは持ち合わせてございませんけれども、今後、当面ですけれども、公共施設等の総合管理計画、第2期のものが先日出来上がりましたが、第1期の計画時に掲げられておりました残高200億円まで、こちらまでは積立てができるようにと

いうふうにしたいというふうに考えているところでございます。以上になります。

○山田 詳細で流れは説明を受けましたが、大型事業とか大変な経済の環境とかいろんなこと、条件が非常に予測できないようなことがあったりして大変なんですけど、これ基金の問題があって、財政部長、副市長とか、しっかりした懐の長期計画とかその基金目標とか、収支の問題でどういうふうに捉まえているんでしょうかね。

○財政部長 本会議のほうでも御質問いただいたとおり、例えば金利の動向とか、そういったものをやっぱり中長期的な試算の中に盛り込んでシミュレーションしながら、あとは基金残高の目標値とか、あとはやっぱりどの程度政策的な事業に、公共施設の老朽化対策も含めて、その辺どれくらい割けるのかみたいなところもしっかりグリップしながら、中長期的な見立ての中で財政運営していきたいかなと。また、各種指標なんかも、今は中核市平均に比べてかなり優等生かなとは思いますが、いつまでもやっぱり優等生ではいけないと思いますので、その辺の節度をどの辺に置いていくのか、その辺の考え方も整理しながら取り組んでまいりたいというところで考えてございます。以上でございます。

○山田 ありがとうございます。私も金利負担だとかいろんなことは質問しましたが、今部長のほうから中長期、これは本当に真剣にやっていただきたいですし、柏市が誇れるまちづくりの財政基盤というのはしっかりつくっていただきたいと、こう思います。もう結構です。

○塚本 財政課長のお話もう一回確認なんですけど、令和6年度の当初予算ではプライマリーバランスがマイナス16億でしたけど、決算ベースだと黒になる見通しだということですか。

○財政課長 決算見込みでは、マイナスではなくプラスになる見込みという状況でございます。以上になります。

○委員長 ほかに質疑はございませんか。——なければ質疑を終結いたします。
これより採決いたします。

○委員長 議案第18号、令和7年度柏市一般会計補正予算、当委員会所管分についてを採決いたします。

本案を原案のとおり可決するに賛成の方の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって、議案第18号、当委員会所管分は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○委員長 以上で第2区分の審査を終了します。

次に、第3区分の審査に入りますが、関係しない執行部の方は退席されて結構です。お疲れさまでございました。あわせて、関係する各課で入室していない方は入室をお願いします。

○委員長 次に、議案第3区分、議案第16号、財産の取得について（軽電気自動車）を議題といたします。

本議案について質疑があれば、これを許します。

○矢澤 それでは、お願いします。この中に示されている廃車基準というものを簡単に教えてください。そして、この廃車基準を満たしていない車両台数何台あるか、これをお示してください。

○資産管理課長 お尋ねの車両廃車基準につきましては、正式名称、一元管理車両廃棄基準と申しまして、平成30年度に作成したものになっております。これにつきましては、公用車の車両の廃車まで何年という基準を設けておりまして、初年度登録より18年が経過したもの、これは普通自動車に対して、軽自動車においては初年度登録より15年というものを年数的に基準として設けているもの、あともう一つは経過年数にかかわらず、修理費、維持費が車両保険上限額を超えるものなどの規定を設けております。そして、これから廃車がどれぐらい出てくるかというところになります。それにつきましては令和7年度、昨年度につきましては12台の廃車が発生しております。そして、今年度につきましては、今年度は一台も廃車の予定はございません。以上です。

○矢澤 今回軽自動車取得するということで、10台を取得するというので、入替えの対象となるというのは、これは10台を廃棄して10台を買い入れるというふうなことではないのでしょうか。

○資産管理課長 今回の議案に上げさせていただいた軽自動車の10台に対して10台の廃車が発生するというお尋ねなんです。やはり車両を入れ替える上で車種、そして使用年数などを鑑みまして、できるだけ車種は同様のもので入れ替える、そしてできるだけ古いものを入れ替えるということで、そういう意味で新しい車両と古い車両を施設ごとに配置場所を変えた上で車両を入れ替えるなど、いろいろ工夫をしているものですから、純粹に10台入れて10台廃車という関係性にはならないことがございます。以上です。

○矢澤 では、今回は廃車基準を満たしていない車両については競り売りというふうに書かれているんですけども、廃車基準を満たしていないで競り売りにするのは何台で、すみません、私よく分かんないんですけども、皆さん今までやったから分かると思うんですけども、競り売りってどうやってやって、実際売りますから収入があると思うんですけど、どれくらいあるのでしょうか。

○資産管理課長 令和7年度につきましては、先ほど言った廃車基準と照らし合わせて廃車はゼロと申し上げましたが、廃車基準に満たない競り売り対象車両につきましては、今年度で34台発生する予定でございます。この34台につきましては、市有財産の一つとしての有効活用として競り売りを実施する予定でおります。車両の競り売りにつきましては、当課では数年前にマイクロバス、20年以上たったマイクロバスについて競り売りした実績はあるんですが、一般乗用車両については競り売

りの実績がなく、なかなかどれぐらいの成果が上げられるかというところが未知数な部分はあるんですが、一応事前に対象車両について見積りを取ったところ70万から80万程度という見積金額を得ております。あとは、競り売りですので、対象車両について一般の入札と同じように業者さんが札を入れていただいて、最も高値のところに売却するというのが競り売りになります。以上です。

○矢澤 分かりました。

○内田 それでは、議題となっております議案第3区分の議案第16号、財産の取得について、電気自動車の購入でございますけれども、資産管理課が所管している範囲というのは庁舎内のどこまでを所管しているのか、その範囲についてまず教えてください。

○資産管理課長 資産管理課が管理している車両というのは、全公用車の中のある意味一部でありまして、約半分の現在254台でしょうか。その対象外になるところを申し上げますと、北部クリーンセンター、南部クリーンセンター、上下水道局、消防局などが主な施設になりまして、そこで所管している車両についてはこの管理車両の対象外となっております。以上です。

○内田 今お示しいただいた資産管理課で管理していない車両については、電気自動車に更新できないのはやっぱり製造の状況とか、あるいはそういう技術面が追いついていないとか、そういう理由が挙げられるんですか。

○資産管理課長 委員おっしゃるとおり、先ほど申しました施設で所管する車両というものは、通常の乗用車と異なりまして、環境部であればじんかい車、ごみ収集車ですね、上下水道局であれば給水車、消防局であれば救急自動車ですとか消防車など特殊車両を所有している部署が多くて、なかなか特殊車両については一般の乗用車とは別に技術的といいますか、代替する車両があるかないか、技術的にその代替車両になり得るかという判断が特殊なものですから、資産管理課のほうで管理している車両とは別に所管部署で買換え、その先の電動車化などの検討は分けて行っているところでございます。以上です。

○内田 分かりました。それから、2030年までにさっき御答弁いただいた250台については段階的に置き換えをしていく、電気自動車等に置き換えをしていくということだと受け止めているんですけれども、これはどのような計画とかスケジュールで、年度内に何台ぐらいを置き換えていくというその計画みたいなものはあるんですか。

○資産管理課長 委員おっしゃったとおり、令和4年度に計画を策定しまして、令和12年度、2030年度までを計画の一応目途として計画を打ち出しております。この令和12年度という年度を区切った経緯になるんですが、国、県の脱炭素化、ゼロカーボンの地球温暖化対策の流れを受けて、国においても県においても2030年、令和12年度をある程度目途としてこの対策を進めていく、県においても令和12年度までに公用車全体を電動車化するという計画を立てていたものを受けて、柏市においても同じ計画年度での電動車化を進めるということが計画年次の決め方になります。

そして、導入に当たっては、古いものから更新していくというのが基本的な考え方であるんですけれども、2030年度まで限られた年数の中で、やはり予算的なこともありますので、その年数の中で毎年度予算的な平準化を図るという意味で台数を振り分けて入替えを行っていくという計画になっております。以上です。

○内田 そうすると、もしかしたら議案資料にも書いてあったかと思うんですが、確認させてください。今まで入れ替えられたのは、全体のうち何%ぐらいになるんですか。

○資産管理課長 現在まで全体の車両に対して電動車と言われる電気自動車とハイブリッド車の割合で申しますと、6年度末でいいますと28.7%で、今年度末の予定では42.9%を予定しております。以上です。

○内田 理解をいたしました。脱炭素社会の実現に向けて計画的な置き換えを実現していただきたいことを申し上げます。以上をもちまして私の第3区分に対する質疑は終わります。ありがとうございました。

○委員長 ほかに質疑はございませんか。——なければ質疑を終結いたします。
これより採決いたします。

○委員長 議案第16号、財産の取得について（軽電気自動車）を採決いたします。
本案を原案のとおり可決するに賛成の方の挙手を求めます。
挙手全員であります。
よって、議案第16号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○委員長 以上で議案の審査は終了いたしました。

次に、請願を議題といたしますが、請願の審査に関係しない執行部の方は退席されて結構です。どうもお疲れさまでございました。あわせて、関係する各課で入室していない方は入室をお願いします。

○委員長 次に、請願を審査いたします。

請願の審査に当たって委員長より改めてお願いいたします。委員より執行部に対して確認をする際には、請願の趣旨に即した内容に限ったものといたします。くれぐれも一般質問や執行部への要望とならないよう御注意ください。

請願第1区分、今期定例会で受理した請願27号、近隣センターに早期にエレベーターを設置するよう求めることについての主旨1、近隣センターの後づけエレベーターの設置可能性調査結果に基づき、早期に計画的に着手してください、主旨2、建て替えを含め、全ての近隣センターのバリアフリー化を急ぐことを議題といたします。

本件について質疑並びに意見があれば、これを許します。

○若狭 まず、この請願の文章の中にある7館に設置可能との結果が出たということなんですが、この7館というのどちらになりますでしょうか。

○次長兼市民活動支援課長 外づけに可能だというところは、田中近隣センター、北部近隣センター、西原近隣センター、布施近隣センター、松葉近隣センター、新富近隣センター、酒井根近隣センター、以上の7館となります。

○若狭 ありがとうございます。この7館ということで、今柏の葉近隣センターの話も計画されていると思いますけども、エレベーター設置というのは何か計画考えているのでしょうか。

○次長兼市民活動支援課長 当然柏の葉近隣センターは、標準的な近隣センターとして一応今のところ2階建てを予定しておりますので、エレベーター当然設置する予定で準備は進めたいと思います。以上です。

○若狭 分かりました。ぜひエレベーター設置というのはもうマストで進めていただければと思います。これに関しては私から以上です。

○渡部 昨年柏市がエレベーターの設置可能性調査を行ったということは非常に評価します。当初は専門家の方に委託しようと思っていたけれども、柏市の職員の中でもそういう専門知識を持っている人がいるから、まず庁内で、職員で可能性を調査したというところはまず確認したいと思うんですけど、それでよろしいでしょうか。

○次長兼市民活動支援課長 委員のおっしゃるとおりでございます。

○渡部 そうすると、さらに詳しい調査というのは、今後は設置の具体的な設計とかいうんでしょうかね、そのときに専門家に調査をお願いするということで、全ての結果はいろいろ出ているわけですけども、改めてその可能性について専門家の調査をお願いするということではなく、具体的に設置に入るときにというんでしょうか、そのときに専門家の調査になるという理解でよろしいでしょうか。

○次長兼市民活動支援課長 委員おっしゃるとおり、実際にこのエレベーター設置については、基本的な保全工事を予定している近隣センターの工事に併せてエレベーターを設置しようと考えておりますので、その工事に入る前の設計段階においてこちらは委託することになると思いますけども、その設計の中で、見積もっていきたいと思っております。以上です。

○渡部 保全工事に関しては、柏市が具体的に今年度もあると思いますけども、来年、再来年というその年次計画を保全工事に関してはつくっているんでしょうか。

○次長兼市民活動支援課長 保全工事につきましては、都市部の営繕管理課で向こう30年の計画を立てているというふうに伺っております。その中で、近隣センターだけではなくて、全ての公共施設の更新とか改修の計画等を定めていると聞いております。以上です。

○渡部 じゃ、つまりその計画、既につくられている30年の計画ですか、それに沿って近隣センターのエレベーターについてもそれに併せていくということの確認したいんですけど、そういうことでしょうか。

○次長兼市民活動支援課長 基本的にはそのような考えでございます。近隣センタ

一の保全計画の予定ですと、向こう10年以内にも何件か予定されておりますので、その保全工事に併せてできるだけやりたいというふうには考えております。以上です。

○渡部 近隣センターって結構会議室の位置ですとか、利用人数の多い、少ないですとか、いろんな利用頻度のこととか、もちろん築年数でその保全計画ってあるんじゃないかと思えますけども、市民生活、市民が近隣センターを利用するということと建物そのものの保全計画、これは利用状況と保全計画というのは何か関連性は発生しているんでしょうか。

○次長兼市民活動支援課長 建て替えまでにまだ20年近くほどある近隣センターも幾つかありまして、それはその保全計画に併せて工事をやるのが一番最速かなというふうには考えております。保全計画に伴わない近隣センターもありまして、間取りを改修して2階に上がらなくても1階に利用頻度が高い部屋を設けることで、エレベーターをつけずに利便性を高めるという近隣センターもございますので、そのような計画も早急に進めていきたいなというふうには思っております。以上です。

○渡部 住民の方は、柏市がこの可能性の調査をしたということを非常に評価して、期待をしていると思います。そうすると、今後どこの近隣センターからこういった計画で後づけのエレベーターがつけられるのか、これをやはりきちんと示して、そのことを住民に対しても説明をする必要があると思うんですね。例えばここから始めると。じゃ、どうしてそこからなのかとかいう、そういう説明責任が柏市にはあると思います。調査をやっただけで終わりではなくて、当然ながら改修できる、後づけする、できることを想定してこの調査をやったと思いますから、今後どういった計画でやっていくのかということは、明確なそのことに関する市民に対する説明が求められると思うんですけども、それについては現時点で単にその保全計画に沿ってということではなく、じゃ具体的にどうするのかというのをいつ頃にどういうふうにこれはつくっていくんでしょうか。市民に知らせるんでしょうか。

○次長兼市民活動支援課長 保全工事の予定は決まっているんですが、工事をやる前に、当然設計に入る前には住民説明等は必要になると思います。当然ふるさと協議会とか利用者への説明をしながら設計に入るわけですけども、いつどこの近隣センターからエレベーターを設置しますよというようなまだ計画は立てていないものですから、予算の都合上もございますので、つけようとする予定の近隣センターが定まりましたら、設計に入る前には住民説明を行いたいというふうに考えております。以上です。

○渡部 住民からすると、じゃそれがいつなのか、調査はやったけれども、なかなか工事費もかさむ。本当にエレベーターがつくのかどうかってずっと先送りしていると、ここは非常に不信感になってしまうんじゃないかと思うんですね。実際に後づけでやっている自治体って多くあるわけですから、柏市ももちろん工事費の関係で一遍にできるとは理解していないと思います。ただ、柏市が計画的につけますよと。その計画については現時点でこう考えています。そういったことを住民に知ら

せて、やっぱり住民の納得を得る必要があると思うんです。恐らくエレベーターについても設計をして、工事をやって、必ず2年以上はかかると思うんですね。そうすると、これが先送りされればされるほどいつ終わりになるのか、そうしているうちにもう古くなって建て替えに入っていくというののももしかしたらあるかもしれない。だけど、20年後とか、もし建て替えの場合20年間我慢してくださいよということにもなりかねないですので、柏市が早急にこの計画を、名称がどこからというのがもし言えなくても、こういう基準に基づいて、柏市の他の保全計画がこうだから、それとリンクをしながら、こういう年次計画でやっていきたい、例えば1年に1か所か2か所か、工事費の問題ありますから、つけていきたいとかいう、そういうことを今市民に示す必要があるんじゃないかなと思います。その点はどうか。

○次長兼市民活動支援課長 委員おっしゃるとおり、近隣センターにおけるエレベーターの設置あるいはバリアフリー化の考え方を市民に分かりやすく伝えていくというのが必要かと思いますので、その辺はホームページなり、工夫してやっていきたいと思います。ただ、細かい計画を出しますと、それが決定事項のように独り歩きしてしまうということもありますので、予算の承認もございますので、その辺は慎重に取扱いながら、順次進めていく必要があるかなというふうには考えております。以上です。

○渡部 往々にして柏市の計画って決定してから市民に知らせる、決定というのは何も検討過程を示すということが決定とイコールではない。こういう計画に基づいて柏市は今やろうとしていますということが必要なわけで、最終的に決まってから、はい、住民の皆さん、決まりましたというお知らせの仕方というのは、これまでもほかの政策にも往々に見られるんですね。それが住民の理解を得ることを困難にしているという事例はありますので、住民だって全部一斉にできるとはもちろん思っていないわけです。どこか一か所でもまずモデル的にやってほしい。そこの効果を見て、やっぱりこれは早く進められるとか、いろんなことが出てくると思うんですね。そういうぜひ住民の期待に応えるような計画を早急に出していただきたいと思います。

それから、2点目のバリアフリーなんですけども、決してバリアフリーってエレベーターだけではありません。主にはやはりトイレのバリアフリーですとか段差の解消とかあると思います。トイレについては、柏市順次やっているかと思いますが、まだトイレの改修が残されているところがあるのかどうか。それと、その段差について、1階、2階の段差ではなくて、1階でもスロープがあるとか階段だけしかないとか、そういったバリアフリーについては、これは調査は全て終わっているのでしょうか。

○次長兼市民活動支援課長 バリアフリー法が施行された平成18年以降、調査ということではないかもしれませんが、順次当課のほうでは改修してきたということでございます。当然スロープの段差を解消したりとか、あとはトイレを洋式化をした

りとか、あとは階段に手すりをつけたりとか、順次進めているところではございますが、階段の手すりに関してはちょっとまだもう少し改修する必要があるなということで、トイレやスロープなどはほぼもう終了しているというふうな認識をしております。以上です。

○**渡部** 階段の手すりについても、改修結構進んでいるなというふうに思います。2階に行くのがもう絶対困難で駄目という人ももちろんいます。車椅子の方は2階には行けません。ただ、手すりがあれば何とか階段を上っていけるという方もいます。両側に握りやすい手すり、これを順次早急につけていただきたいということを要望して、最後にちょっと1点だけ確認をしたいんですけども、柏市が可能性調査をやった中で、エレベーターをつけるのは難しいという中に許可申請が必要という項目あります。この許可申請が必要というその意味がちょっと分からなかったの、これ御説明いただけますか。

○**次長兼市民活動支援課長** 今回調査をしたのは、平家とか既存で全てエレベーターついている近隣センター以外の15館を対象に行いました。外づけというのは、増築してでも外につけるというのは7館ということで、そのほかの館内をいじれば館内の中につけられる可能性があるだろうというのが8館ございました。内部で建築基準法上制限があって増築ができないとか、そういった一部制限があるところもございますので、その辺は都市計画法上の用途地域も鑑みながら、庁内でも調整する必要があるという意味だというふうに認識しております。以上です。

○**渡部** ありがとうございます。近隣センターって市民にとっては本当に一番身近な施設です。高齢になって、なかなかもう2階には行けなくて、いろんな行事に参加するのも諦めてしまうとか、やはりここが本当に使いやすくなることが住民のコミュニケーションを醸成する上でも必要だし、この施設についてはぜひ改修を急ぎ、多くの市民が、特に高齢化も進んでいるわけですから、外づけのエレベーター設置も含めてバリアフリー化急いでいただいて、使いやすい施設に改修していただきたいというふうに思います。これは要望で結構です。ありがとうございます。

○**内田** それでは、議題となっております請願の1区分の27号でございますけれども、近隣センターにエレベーターを設置することについてでございますが、今7館外づけが設置可能な館があって、ほか中づけが8館あると言いましたけれども、この15館のエレベーター設置までにどうしても車椅子だけとは限らずエレベーターを使用しなければ、先ほど間取りを変えて1階に集客施設を設けるとかいうお話もございましたけれども、どうしても2階でないとできないものというものもありますけれども、その間のソフト面の対応というのはどのように行っていただけるんでしょうか。

○**次長兼市民活動支援課長** ソフト面といいますと、やはりその方々が利用する用途で利用する目的の貸室を工夫してできるだけ1階に設けていくといった配慮が必要になるかなというふうには思っております。以上です。

○**内田** 今階段昇降機はございましたっけ。

○次長兼市民活動支援課長 現在ありません。以上です。

○内田 エレベーター設置は急務でございますけれども、そういう出来上がるっていつても来年、再来年に出来上がるわけではないので、やはり工夫は必要なのかなとは思っているところです。バリアフリー化、2階に上がるというのは車椅子だけの場合ではなくて、つえを持っている方もそうですし、ベビーカー、シルバーカーを押している方もやはりエレベーターがあることで利便性がより向上するというふうに思います。障害者への合理的配慮以外にもエレベーターの用途というのは多々ございますので、その辺については皆さんこの請願を採択して、早期に設置を進めていただける方向で、この請願は採択されるべきだと思います。

バリアフリーについてなんですけども、公共施設等総合管理計画で近隣センター出ましたけれども、今後エレベーターを含めた改修というのはどういう計画になっていますでしょうか。

○次長兼市民活動支援課長 エレベーター設置に関しては、先ほどの保全工事に併せてというふうな予定をしております。それから、委員さん御存じのとおり、今までは、3月からスタートした公共施設等総合管理計画が始まる前は長寿命化でできるだけ施設をもたせるといった考え方だったんですが、この計画から60年を目安に建て替えるという方針になっておりますので、当然建て替える際にもエレベーター等バリアフリーは配慮していかなきゃいけないというふうには考えております。以上です。

○内田 やはり今必要な方は、今本当に必要なわけで、60年、実際には60年はない、既に経過年数がありますから、残り何年もやっぱり待てないというのが実情でございますので、ぜひこの請願を皆さんで採択して、早期設置を実現していきたいと思えます。これは意見といたします。以上で私の請願27号に対する質疑、意見を終了します。ありがとうございました。

○福元 先ほどから幾つか出ていたバリアフリーは、もう今当たり前ということで、いろいろ工夫を凝らしながら、いかに快適にというか、改善していくかということはずごく大切なかなというところで、私も以前、令和6年の第4回定例会で地元の西原近隣センターが2階にしか会議室がなくて、とても困っているというところから1階に、調理室がほとんど稼働率ゼロということで、そこがちょっとひとつ問題かなと思って、なるべく使えるような仕組み、1階に使える部屋を置くということのも一つの手段なのかなということで申し述べたところではありますが、何ができるかということをもまず考えていつていただきたいかなど。前置きになってしまったんですが、今回公共施設等総合管理計画ということで、それをやっていく。これについては、築60年をめどに建て替えを含めた検討をするということで理解しています。今回保全工事ということで、リフォーム、直しながらエレベーターつけられるところをつけていくということだと思んですが、今リフォームして、エレベーターをつけられるところはつけるという一つのやり方と、あと60年というタイミングで建て替えを含めた検討、そこではエレベーターついていないところつけるということもし

ていくんだと思うんですけれども、市内21館かな、ある中で、やっぱり全体像を知りたいかなというのがあって、なかなか難しいかもしれませんが、ここは60年というところでの建て替えの検討に入る間だとか、ここはリフォームということでのエレベーターをつけていく予定だとか、そういうプランが少しやっぱり見えていないと不安かなというのはすごく感じます。いろんな方法でやっていくと思うので、どんな計画でやっていくかという予定がやっぱり示されるべきだと私は思っています。予定を立てることで、今回公共施設等総合管理計画の中で近隣センターについては地域ごと全部残すという話にはなっているので、ですので例えばプランを示す中で全体の工事大体どれぐらいに終わらせるとか、長いスパンになってしまうかもしれないんですが、ちょっとそういうの見えてきたらいいのかなと。計画がもし違うふうになったら、それはそれで仕方ないこともあるかもしれないんですが、やっぱりそれをもって市民も目標を持ってじゃないですけど、夢を持ってじゃないですけども、市の事業に寄り添ってくださると思うので、市民も、なのでそういったことはすごく大事だと思うんですが、すみません、ちょっとその辺りどのようにお考えでしょうか。

○次長兼市民活動支援課長 委員さんおっしゃるとおり、高齢者とか障害者の視点だけではなくて、全ての方が快適に利用できるような施設というのが本当にコミュニティ施設だと思っておりますので、第2期公共施設等総合管理計画にはエレベーターの設置云々は書いておりませんが、先ほど渡部委員さんにも御指摘いただいたように、ホームページ等を通じて、バリアフリーの必要性をどのように周知できるのかはちょっと工夫して考えていきたいと思えます。以上です。

○福元 ありがとうございます。21館それぞれ状況が変わってくると思うので、それぞれの計画とか、そういったことを少し見える形にさせていただけるといいかなというふうに思えますので、よろしくお願いします。あと、もしかしたらその計画を立てている中で、近隣センターごとにやり方がいろいろ違うということについて、市民の意見はもしかして不平等じゃないかとかいろいろ出てくるかもしれないんですが、そういったことも含めて、どうしてこういう方向性、こういうふうに進めるかというのは、やっぱり理解していただくような努力というのは市でもやっていただきたいなというふうに思います。

あと、今回地域に1つは維持すべきという方針が示されているという中で、どの地域の住民も本当に近隣センターを必要としているのかという、その原点ではないんですが、まずはその議論ってすごく大事ではないかなということ私すごく常々思っています。今後少子化も進んで、限られた財源で事業をいろいろ進めていくのに、これまで当たり前前に近隣センターがあったということなんですが、本当に必要なか、優先度本当に高いのかということをやっぱりしっかり考えなくてはいけないのかなということも思えますので、せつかく整備するなら地域の住民の一人一人が自分事として近隣センターの意義を再認識、確認していただいて進めていくことがすごく大切で、そういった機運を盛り上げていくという努力は、市は本当にもうしつ

かりとすべきではないかと。市が事業を進めていくのを受け身で市民が見守るのではなくて、そういった機運を盛り上げていくという努力をしていただきたいと思います。ですが、いかがでしょうか。

○次長兼市民活動支援課長 委員さん御指摘のとおり、コミュニティ施設としてエリアに1館残すという計画は立てましたが、当然今の規模でそのまんまをまた建て替えるといった意味では当然ありません。当然稼働率とか受益者負担とか、そのニーズ、需要を見ながら、計画にもありますように縮充という形で考えていかなきゃいけないというふうには考えております。以上です。

○福元 ありがとうございます。今回その総合管理計画ができたということで、今まで南部近隣センターとか、この間の高田の近隣センターとかということで住民が参画していろいろ考えたという、そういうやり方とこれからはちょっと変わってくるので、やはりしっかりとそういったことも含めて住民の皆さんに理解していただいて進めていく、しっかり住民の皆さんが主体的に考えて進めていくという、そういう取組にしていっていただきたいなというふうに思います。よろしくお願いします。以上です。

○委員長 ほかに質疑並びに意見はございませんか。——なければ終結いたします。これより採決いたします。

○委員長 請願27号、主旨1、近隣センターの後づけエレベーターの設置可能性調査結果に基づき、早期に計画的に着手してごさいについて採決いたします。

本件を採択するに賛成の方の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって、本件は採択すべきものと決しました。

○委員長 次に、請願27号、主旨2、建て替えを含め、全ての近隣センターのバリアフリー化を急ぐことについて採決いたします。

本件を採択するに賛成の方の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって、本件は採択すべきものと決しました。

○委員長 以上で第1区分の審査を終了します。

次に、第2区分の審査に入りますが、関係しない執行部の方は退席されて結構です。お疲れさまでございました。あわせて、関係する各課で入室していない方は入室をお願いします。

○委員長 請願第2区分、今期定例会で受理した請願28号、消費税の減税に関する意見書についてを議題といたします。

本件について質疑並びに意見があれば、これを許します。

○矢澤 経済関係の部署いないと思いますので、副市長にちょっとお伺いしたいんですけれども、市民生活についての市としての捉え方ということで、先日市として議会に緊急に物価高騰対策提案されました。これは、やはり市民生活に対する市の捉え方の表れだというふうに私は思うんですけども、この物価高騰の中での市民生活に対しての認識、捉え方、ちょっとお示しいただければと思います。

○副市長 まさに今回補正で追加でさせていただいた物価高騰に伴う緊急的な対応というのは、国からまず早期に市民の方々に、国民の方々にということで割当てが来て、その結果今回御提案させていただいた内容で議案として提出をさせていただいたわけですが、実際かなり、働き方改革による多分生活の変化もありますし、また様々なものの物価が上がることによって、かなり市民の方々の生活というのは困っていることが起きているというふうな認識です。なので、このような今回のような国の政策等が市に下りてきた際には早期に対応していくというのが我々のスタンスですし、今回の提案に結びついておりますし、当然我々市民のために様々なサービスを提供するという行政の人間ですので、様々な部分で市民の方々の御意見を聞きながら、可能な範囲の中でしっかりと政策を進めていくというふうに思っております。以上です。

○矢澤 本当に正直他市と比べても素早い対応だったなというふうに私思います。ここからはちょっと意見になりますけれども、3点、消費税減税については5%減税とか食品に関する減税とか、あと期間を絞るとか、いろんな形での違いがあっても国レベルとか、国会レベルとかというようなところでも消費税減税が必要だということは、相当広く一致しているところだと思います。だから、これはやるかどうかと、今物価高騰から市民の生活を守るかということのやっぱり鍵になっているというふうに思います。これが1つ。

2つ目は、よく福祉の財源なくなるというふうなことでの論議があるんですけども、今回それぞれ消費税減税提案している中でも、やっぱりそれぞれ財源の問題というのは出しております。ですから、消費税減税が何らかの形で行われれば、それぞれそれに対する財源の措置というのが当然取られるわけで、自治体に対して副市長さんが来ないよとかいうようなことじゃなくて、別の形での予算がきちんと措置される、そういうふうな形になっていると思います。これ2点目。

3点目は、よく消費税やると時間かかるというふうな意見もあるんですけども、私言わせるとこれはやらないための言い訳になっているかなと思います。消費税が初めて出されたときというのは、3か月でできたというふうに言われています。その後5%、8%、10%と3回も上げているわけですね。ですから、それは減税をしたとしても、これはやっぱり二、三か月でできるというふうなことも言われていますので、ぜひ皆さんで今の市民生活を守ると、市民生活、大変な状況から少しでも改善するというところで、この請願には採択していただければなと思います。以上です。

○塚本 消費税減税によるメリット、デメリットがあると思います。メリットにつ

きましては、今物価高騰で苦しんでいる市民の皆様の少しでもその経済的な恩恵が受けれるというメリットがあるのは間違いないと思います。一方、デメリットといたしまして、先ほど矢澤委員がおっしゃられましたけれども、地方税のその分の収入が減ってしまうということがデメリットとして挙げられます。その場合に地方税として柏市に具体的にどのような影響があるのか、5%の減税とした場合。具体的な金額をお示しいただくとともに、今矢澤委員がおっしゃいましたけれども、これを5%に減税した場合に国のほうから具体的な財源の措置が示されているのかどうか、それちょっとお聞かせください。

○財政課長 消費税のほう減税をした場合の影響といいますか、状況というところですが、まず令和7年度の予算で柏市のほう地方消費税交付金という形で消費税の財源、歳入として受けているものがございます。こちらの予算額が111億8,100万円予算計上させていただいております。こちら消費税仮に5%、半分になった場合というところでいきますと、当然やはり基本的にはこの半分という形になるというふうに見込まれまして、55億9,050万円が減額になるということで影響があるというふうに見込んでいるところでございます。

また、こちらのほう仮に5%に減税等された場合に、財源の措置等通知といいますか、お知らせ来ているのかというところでいいますと、具体的なもの特に示されているものはございません。以上になります。

○塚本 今55億9,050万円、消費税5%に減税した場合柏市の地方消費税交付金の影響額が55億9,050万円という御答弁いただきました。参考までに、今のは消費税ですけど、ガソリンの暫定税率を25.1円分、それを国の財源で約1.5兆円分って言われていますけど、その柏市の影響額がもし分かれば、分かんなかったら後で結構です。

○財政課長 すみません。そちらの数字は現在持ち合わせてございませんので、後ほど、お知らせさせていただければと思います。すみません。

○内田 それでは、請願の第2区分の28号の消費税の減税を求める意見書の提出について議題となっております。意見表明をいたします。私は、基本的には消費税は廃止が望ましいと考えていますが、段階として一部減税、5%への減税とかは非常に重要なことであると認識しています。やっぱりこれだけ物価高騰がある中で、逆進性の税制というのは問題があると考えていますし、消費税が逆進性であるということは、多くの方が理解されていることだと思っています。やはり消費税に代わる財源というものを確保するには、私は国においてしっかり企業の内部留保の課税とか法人税とか所得税の累進性とか、そういうほかの財源をしっかり持って充てていくべきであるというふうに考えます。地方消費税が2.2%分の減額になることについては、そうした増収に係る地方交付税の措置をやはり自治体としては求めていくべきですし、国もそれを実現していくべきだと思っています。今参議院選挙を目前に控え、多くの政党が消費税については温度差とか立ち位置は異なろうとも、やっぱり減税とか、これに代わる何らかの給付が必要であるということは多くの政党がお話しになっているわけです。そういう情勢を鑑みると、私はこの請願については

採択をして、意見書を提出していくべきであるということを申し述べたいところでございます。以上をもちまして私の請願の28号の消費税の減税を求める意見書の提出についての意見表明を終わります。ありがとうございました。

○**渡部** 私も一言意見を述べたいと思います。私たち地方議員は、最も市民に身近な議員なわけですね。国会の中で国の大きな財政を考えている人たちが本当に市民の一人一人の暮らしの痛みに寄り添っているとは到底私は思えません、今の政府は。今大きく国の財政を論じてしまうと、地方でできることと国の大きな財源のことといろいろありますけども、やはり市民が今物価高騰で苦しんでいる。その市民の暮らしをどうやって支えるのか。国に対して国のやることをそのままよしとせず、国にやはり私たちが意見書を上げるということは、国に市民の声を代弁して、こういうふうにやってくださいということを述べる、それができるのが地方議会の役割だと思います。私たちは国の言いなりで決していはいとは思いません。今アメリカのトランプ大統領からGDPの3.5%ですか、軍事費、これが仮に要望されたら20兆円になっちゃう。そんなこと絶対にあってはならないし、そういうことに対してもできたら私は地方から国に意見を上げるべきで、それをよしとしたら、これからますます恐らく消費税もどんどん経団連の言うように15%、20%になるかもしれない。そんなことに今市民の暮らしは耐えられないんですよ。そういったときに、やはり市民の今の暮らしの実態を私たちはしっかりと見詰めて、国に対して意見を述べるというその立場が大事であって、この請願者が求めていることは私はもっともなことだし、国の今の政治ありきで、その範囲の中で私たちが物事を考えるのではなく、国を変えるような意見を述べるということが非常に大事ではないかというふうに思います。柏市の財政の使い方だって私は変える必要があると思いますけれども、国に対しては直接私たち地方議員は国の財政に決定権というか、持っていないわけですから、せめて意見書を出して、国に対してはっきりと物を言う議会であるべきではないでしょうか。ですので、この請願はぜひ全会一致で採択いただいて、国に意見書を述べる、このことが市民の暮らしを守る今一番取り得る最善の策だというふうに私も思いますので、ぜひ採択をお願いいたします。以上です。

○**財政課長** 先ほどの塚本委員さんの御質問に対するお答えをさせていただきます。ガソリン税になりますけれども、柏市のほうには地方揮発油譲与税という形で収入しているものございまして、令和7年度の予算ベースでいいますと1億9,500万円ほど予算を計上させていただいております。このうちガソリン税ですけれども、地方揮発油税の通常分が4.4円、また暫定税率分が0.8円、合わせますと5.2円になりますけれども、1億9,500万円を5.2分の4.4という形で案分計算いたしますと、約1億6,500万円となります。差引き約3,000万円、こちらが暫定税率廃止に伴う減額の影響額というふうに見込まれるというふうに思っております。以上になります。

○**塚本** すみません。ありがとうございました。

○**委員長** ほかにございませんか。——なければ終結いたします。

これより採決いたします。

○委員長 請願28号、消費税の減税に関する意見書についてについて採決いたします。

本件を採択するに賛成の方の挙手を求めます。

採択、不採択同数でありますので、委員長の裁決により不採択すべきものと決めます。

○委員長 以上で第2区分の審査を終了します。

次に、第3区分の審査に入りますが、関係しない執行部の方は退席されて結構です。お疲れさまでございました。

○委員長 請願第3区分、今期定例会で受理した請願31号、インボイス制度に関することについての主旨2、柏市としてインボイス制度の中止、または廃止を国に求めてくださいを議題といたします。

本件については、所管する担当部署がないため、各委員の意見があれば、これを許します。

○若狭 では、このインボイス制度の請願についての意見でございます。まず、このインボイス制度が導入されてから1年と8か月ぐらいですかね、たとうとしています。このインボイス制度って税率の変わらない消費税の増税というふうにも言われていまして、一人親方ですとかフリーランスの方、あと軽運送業などの個人事業主、そして中小零細企業の方々を非常に苦しめるという制度であります。これまで売上げが1,000万円以下で免税されていた事業者、個人事業の方とかが課税事業者を選ぶか、選ばない方は免税事業者、それを免税事業者になるんだったら今度取引先から適格請求書を発行できないからという理由で消費税の分を値下げを強いられたり、あと最悪の場合は取引ができなくなるというような、そのようなことも起こっています。本当にもう消費税の課税事業者になることを選択しても苦しい、選択しなくても窮地に追い詰められてしまうというような最悪な制度だと思っています。能登半島地震の被災者相手の仕事をしている土木の事業者なんかは、やっぱり被災者相手に価格にそれを転嫁できるような状態じゃないということで、そんな声も聞かれています。柏市においてこのインボイス制度というのが1年と8か月やってみて、どれだけ市民の生活、事業者に対して影響が出ているのかというのを柏市が把握する必要がありますが私はあると思うんですね。これについて市のほうは見解はどのようにお持ちでしょうか。答える部署があれなのか。商工観光課になるんですかね、経済産業部。

○委員長 担当する所管が……

○若狭 いない。いかがでしょう。じゃ、副市長、いかがでしょう。

○副市長 大変申し訳ないですけど、所管経済産業部ということで、私自身ちょっとその部分についてどのように経済産業部のほうで検討がされている、また可能

なのかどうかというのを理解していないので、大変申し訳ないですけど、ちょっと回答は控えさせていただきます。申し訳ありません。

○若狭 今回この請願に当たって、インボイス制度を考えるフリーランスの会というのが全国1万人に対してアンケート調査を行って、その資料などもちょっと見せていただいています。これ読むと、私も一人親方でしたので、とても分かるんですけども、請求できなくなるんですよ。仕事がもらえなくなるという、本当に廃業に陥る。今確かに軽減措置ですけども、これが解除された場合、どのくらいの廃業者が出るのかなというのがとても心配な状況です。かなりやっぱり柏市にとっても重要なことだと思うので、市としてもこういった調査というのは、インボイス制度に対するアンケート調査まずは行ってほしいなというふうなことを求めたいと思います。

これ事業者の事務負担もとんでもない相当なものになっていて、わざわざ毎回適格請求書というのを要求され、手間だけが増大して誰も得しないという制度になっていますので、西東京市は何かインボイスの相談窓口というのを設置していますので、そういったのも柏市検討していただきたいと思います。

昨年の12月にニュースにもなりました埼玉の県議会で自民党の県議団が主導になって、このインボイス廃止を求める意見書の提出というのがこれが可決されています。ぜひとも柏市でも意見書を採択していただきたいとお願いしたいと思います。私から以上です。

○矢澤 私もこれはぜひ採択していただきたいというふうな思いでいます。確かに所管が来ていないというのはあるんですけども、先週建設経済環境委員会で論議されていました。その中で、市内のインボイス登録事業者どれくらいあるとか、消費税負担、事務コストを価格に転嫁できていないところどれくらいあるとかというふうなことで状況を論議されましたけども、柏市きちんとそれをつかんでいないというふうなことでなっていました。それをしっかりつかもうということで、建設経済環境委員会のほうではその主旨は採択されたと思います。やはり副市長に伺いたいんですけども、物価高騰で市民が苦しんでいるという、これは中小業者、本当に同じだと思うんですけども、このインボイスが導入されて、困難がどうなっているのかというこの柏市内の事業者、特に小規模事業者の実態をやっぱり柏市としてもつかんでおく必要なのか、つかむ必要があるというふうには副市長は考えていますでしょうか。

○委員長 建設経済環境の所管になりますので、ちょっと意見にとどめていただければと思います。

○矢澤 市の姿勢としてちょっと聞こうと思ったんですけども、分かりました。でも、私はやっぱり市としてはきちんとつかんでおく必要があると思うんですね。私も業者の方、業者団体の方から話聞いたんですけども、やっぱりインボイスの事務作業、先ほど言われたけども、大変なんだと。それで、自分がやるのも大変ですけども、事務の方がやってってくれた人があるんだけど、その人も大変で、事務員

辞めちゃったというところもあるんですよ。基本的にはやっぱり価格転嫁できなくて、経過措置があるけども、もともとぎりぎりだったんで、もう限界なんだというふうなことも言っていました。だから、小規模事業者で倒産する方も結構これは急に増えているところ、本当にこのインボイスというのは弱い者いじめの最悪のものだというふうに思います。困難抱えている市民や市内の事業者、こういうのを守るのがやっぱり行政の役割だし、私たち議会も同じだと思うんですよ。そういうことで、さらに今、これまでもそうだったんだけど、さらに今は物価高騰で今まで以上の困難が出てきているわけですから、ぜひそこに寄り添って、このインボイスに関する中止を求める、また廃止求める意見書を国に求めていくということは、ぜひ採択していただければと思います。以上です。

○内田 それでは、議題となっております請願の3区分の請願31号、インボイス制度に関することについての主旨の2、インボイス制度の廃止、中止を国に柏市として求めることについてでございますが、これは今も議論がございましたように、インボイス制度というのは私はそもそも反対の立場です。インボイス制度は、免税業者になるにしても取引で不利益が生じてしまう場合もある。課税業者になれば、事実上の増税です。1,000万円という基準がありながらも、本来であれば全てそれ以下は免税事業者となるべきなのにもかかわらず、いつの間にか課税というほうに誘導してきているのがインボイス制度の実態だと私は考えています。このインボイス制度は、もう容赦なくどの事業者にも、以前にもインボイス制度が議題となったときにも議論させていただいたように福祉事業所とか、そういうところも免税事業者になるのか、課税業者になるのか迫られるし、課税業者になったらその施設存続自体が危ぶまれるほどの大変な問題のある制度だと思います。全国的にもインボイス制度については大きな議論が巻き起こっておりますし、中止、廃止を求めるような要請もなされております。特に今回の請願は、意見書ということではございませんので、市としてインボイス制度の廃止、中止を求めてくださいということなので、意見書ですと全会一致ではございますが、これは全会一致ということにもなりませんので、やっぱり一人でも多くの皆様が賛同していただいて請願が採択されれば、柏市としては、所管がどこになるかは判断が分かれるかと思うんですが、やっぱり何らかの対応をしていただくことになるのかと思います。ですので、インボイス制度については、私もいろんな事業者の方からインボイス制度煩雑であるとか、制度は何とかならないのかということもあちこちでこれは正直聞きます。このインボイス制度を続けておくことは、本当に経済にとってもマイナスでありますし、この物価高騰の中で非常に個人事業者を苦しめてしまうことにもつながりますので、市として国に求めていただきたいと思いますし、この請願は採択をしていくべきであるということをお願いして、私の請願31号、主旨2に対する意見表明を終わります。ありがとうございました。

○渡部 委員会の審議は、私はある程度柔軟に審議を行っていいんじゃないかなというふうに思っています。柏の議会は、残念ながら請願者が意見陳述をできないん

ですね。近隣市ではそれができています。意見陳述ができれば、請願者は直接この委員会で意見を述べたいだろうと思う場面がたくさんあります。私たちは、この請願を審査するに当たって、じゃ地域の個人事業主の人、一人親方の人、インボイスに関してどんな意見を持っているのかということをやはり聞くわけです。そういった声を聞いてこの委員会にも臨みます。私は、自分が聞いた範囲でインボイス制度がよかったとか賛成とか言った人は一人もいませんでした。それは、本当に小さなところだと本当に消費税に転嫁できないとか、事務が煩雑だとか、軽減措置が終わったらもう自分は廃業してしまう、もう続けられないと、いいきっかけだからこれを機にやめてしまう、そういった方もたくさんいました。インボイス制度に市民が苦しめられているという実態は、地域を回ると聞こえてきます。ですから、それは柏市自身だって副市長がいろんな人と交流する中で、そういう声は当然ながら私は聞くべきだと思うんですね。この委員会としても、そういった声を寄せ合って、こういった請願に対して真摯に向き合って、やはり国そのままでではなく、市民の生活に寄り添って、そういった思いを私たちは代弁していかなきゃいけないなというふうに思います。本当にこの制度はやめるべきだし、一旦とにかく立ち止まって中止をするということが必要で、そのことが市民の暮らしとか営業を守る上でも大事なことで、そういう立場にやはり地方議会は立つべきだなと思いますので、ぜひ多くの皆さんの全会一致の採択でこれはぜひ国に対して意見を上げるような柏議会であってほしいなということの意見を述べさせていただいて、私も採択を求めたいと思いますので、皆様よろしくお願いいたします。

○委員長 ほかにございませんか。——なければ終結いたします。

これより採決いたします。

○委員長 請願31号、主旨2、柏市としてインボイス制度の中止、または廃止を国に求めてくださいについて採決いたします。

本件を採択するに賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数であります。

よって、本件は採択すべきものと決しました。

○委員長 以上で請願の審査は終了いたしました。

この際、お諮りいたします。採択した請願については、執行機関に送付し、その処理の経過と結果の報告を請求することの取扱いは委員長に一任願いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

○委員長 次に、専決処分についてを議題といたしますが、報告に関係しない執行部の方は退席されて結構です。お疲れさまでございました。あわせて、関係する各

課で入室していない方は入室をお願いいたします。

○委員長 次に、専決処分についてを議題といたします。

50万円以上200万円以内の専決処分については、定例会中に開催される常任委員会へ報告することとなっております。今回該当する専決処分がありますので、執行部からの報告を求めます。

では、報告をお願いします。

○債権管理課長 令和7年6月6日に報告をいたしました専決処分についての2番の訴えの提起のうち、番号1及び番号2について御説明をいたします。

まず最初に、番号1の案件についてです。本件は、沖縄県沖縄市の株式会社のありーに対しまして従業員等の未払いの国民健康保険料について、本市が差し押さえた給与等債権の取立て額107万5,900円の支払いと訴訟費用の負担を求めようとするものでございます。

訴えを提起するに至った主な経緯について御説明いたします。この会社の従業員等である滞納者は、柏市へ転入した平成27年当初から滞納しており、督促や催告を繰り返す対応を市のほうではしておりましたが、そのほとんどに無反応ということで、1年に1度ぐらい反応はするものの、月額1万円程度の分納の約束をしてはすぐ不履行になるという状況が繰り返されておりました。令和3年12月に給与の差押え執行しましたが、市税のほうが優先して給与差押え執行していたため市税のほうに優先して配当がなされ、国民健康保険料としては令和5年3月に2万4,200円の取立てができたのが最初で最後、その後は相手方法人や滞納者とも連絡が取れない状況となっております。そこで、報告書にありますとおり、令和7年3月19日付で地方自治法の規定に基づいて専決処分による訴えの提起を行いました。第1回の口頭弁論は、6月30日に開催される予定でございます。

続きまして、番号2の案件です。本件は、野田市在住のAに対して従業員の未払いの市県民税及び軽自動車税について、本市が差し押さえた給与等債権の取立て額84万2,944円の支払いと訴訟費用の負担を求めようとするものでございます。

訴えを提起するに至った主な経緯ですけれども、個人事業主のAの従業員である滞納者は、平成22年頃から市税を滞納しておりましたが、平成28年度までは本来の納期限から遅れつつも自主的に納付されておりました。収納課で令和5年4月から給与差押えによる解消を図りましたが、これは平成25年度以降の分ですね。図りましたが、取立てには応じず、6年度に債権管理課で移管を受けてもやはり取立てには応じないということで、今年の5月19日付で地方自治法の規定に基づいて専決処分による訴えの提起を行ったものです。第1回の口頭弁論は、来月9日の予定です。報告は以上です。よろしくお願いいたします。

○委員長 本件について質疑があれば、これを許します。

○渡部 分からないので、教えていただきたいんですけども、第1回の口頭弁論それぞれ、場所が非常に遠い沖縄県ですけれども、柏市が訴えの提起を行う場合は、

まずは松戸の地裁になるのでしょうか。

○債権管理課長 金額的に140万いきませんので、地方裁判所ではなくて簡易裁判所になります。場所は松戸ということでございます。以上です。

○渡部 つまり相手に誠意があれば、沖縄から松戸まで来て口頭弁論開かれるということになるのでしょうか。

○債権管理課長 最近はウェブ会議なんかもあるようですけれども、原則としては来ていただくということになると思います。以上です。

○渡部 あくまでも参考でいいんですけども、そういった遠方の場合なかなか来れないというときは、相手が例えばウェブ会議にしてくださいということを申し出れば、それは今言ったウェブ会議というのが認められるということなんでしょうか。これ相手側が来なければ進まないですよ。進まないと相手に誠意がないということで裁判所も判断するのかなってちょっと、だからやり取りができないと期間がすごく延びるとか、いろんな不都合は当然ながら出てくると思うんですけども、その辺今までもそういったウェブで裁判をやった記憶って、コロナのときがもしかしたらあったのかなという何となく薄ら記憶なんですけども、実際に現実的に柏市が訴えて、そういったウェブでの開催になったということがあるのでしょうか。今回もその可能性はあるということでしょうか。

○債権管理課長 この案件についてウェブ会議が実施されるのかどうかということは、ちょっとごめんなさい、承知していませんけれども、ウェブでの口頭弁論が開催になっている事例は幾つかございます。ただ、もし欠席になった場合に何か支障があるかという、市としては支障はなくて、相手方が不利益を被るというか、勝訴の判決が柏市に対してなされるということになってしまうということでございます。以上です。

○渡部 毎回のようこういった訴えの提起とかあります。本当に早期に、早い段階で対応ができなかったのかというのをいつも思うんですけども、多分その点では柏市は努力をしていると思います。ですから、やはり何でも早期発見、早期対応というか、そういった額も膨らまないようなぜひ早期の対応というのを引き続きお願いしたいと思います。以上です。

○内田 それでは、専決処分の訴えの提起の1、2についてでございますけれども、2点伺いますが、双方とも事業者から本人への給与の支払い実績というのはあるんですか。

○債権管理課長 課税資料なんかを基にしまして、あるいは預金の調査の結果、支払いがされているということは確認しております。以上です。

○内田 額面というのはどれくらいなのでしょうか。

○債権管理課長 まず、番号1のほうですけれども、額面は45万円、それから2番のほうですけれども、これは手取りですけど、30万から40万程度ということでございます。以上です。

○内田 もう一点ですが、所管課から債権管理課に移管したタイミングというのは

どのタイミングでいつ頃なんでしょうか。

○債権管理課長 まず、1番のほうですけれども、1番のほうは令和3年の4月、まず弁護士の納付相談のほうにしてほしいということで移管を受けております。それから、2番のほうですね。2番のほうは、去年の4月ということでございます。こちらは取立てに応じないということで、相談ということではなくて、もう弁護士に取立てを委任したと。そのために去年の4月に債権管理課に移管を受けたということでございます。以上です。

○委員長 ほかにございませんか。——なければ質疑を終結いたします。

以上で報告を終わります。

執行部の皆様は退席されて結構です。大変にお疲れさまでございました。

○委員長 次に、閉会中の所管に関する事務調査の件を議題といたします。

事務調査項目を事務局に朗読いたさせます。

〔事務局朗読〕

○委員長 お諮りいたします。

ただいま朗読の項目を閉会中の事務調査項目と決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

○委員長 次に、閉会中における委員会の所管事務調査実施の件を議題といたします。

お諮りいたします。閉会中の所管事務調査については、必要に応じて開催することとし、正副委員長に一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

○委員長 次に、閉会中の委員派遣の件を議題といたします。

閉会中の審査及び調査案件の調査のため委員派遣を行う必要が生じた場合、議長に対し委員派遣承認要求を行うこととし、派遣委員、日時、場所、目的及び経費等の手続につきましては委員長に御一任願いたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

○委員長 以上で本日の総務市民委員会を閉会いたします。

午後 4時33分閉会